

令和6年度第2回

各務原市男女が輝く都市づくり審議会次第

日時 令和6年10月24日(木) 午前10時00分

場所 各務原市役所 会議室 4-3・4-4

1 開会のことば

2 会長あいさつ

3 議事

(議題第1号)

○第5次かかみがはら男女共同参画プラン素案について

4 閉会のことば

議題第 1 号

第 5 次かかみがはら男女共同参画プラン素案について

(1) 素案の体系について (別紙 1)

第 1 回審議会(令和 6 年 7 月 4 日開催)にてご提示した体系案について、審議会委員の皆様のご意見を参考にし、一部修正しました。

(2) 第 5 次プランに追加する施策・事業について

以下の施策・事業について、第 5 次プランに新たに取り入れました。

①基本施策の追加

素案ページ番号	追加項目
P38～P39	目標Ⅱ「誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり」 —基本施策 3「困難な問題を抱える人に対する支援」 【困難な問題を抱える女性支援基本計画】
P40～P41	目標Ⅱ「誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり」 —基本施策 4「性の多様性の理解促進と性的少数者に対する支援」

②施策の方向の追加

素案ページ番号	追加項目
P44	目標Ⅲ「男女共同参画社会への意識づくり」 —基本施策 2「市民・事業者・行政の意識改革」 —施策の方向 (2) 男女共同参画に関する調査・研究

③施策の方向に基づく「主な事業」の追加

素案ページ番号	追加項目
P35	目標Ⅱ「誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり」 —基本施策 1「生涯を通じた健康・生きがいの支援と安心できる生活」 —施策の方向 (2)「防犯、防災体制の整備」 —主な事業「多様なニーズの違いに配慮した防災対策の推進」

(3) 第5次男女共同参画プランのタイトルについて

これまでの市の男女共同参画プランは、『第〇次かかみがはら男女共同参画プラン』と題しておりましたが、第5次プランでは性の多様性に関する施策を掲載していることから、「男女」という言葉をタイトルとして打ち出すのではなく、別名をつけることを検討しております。

なお、別名をつけた場合にも、表紙上には、「第5次かかみがはら男女共同参画プラン」という文言を掲載します。

以下に、従来の形式を含め、タイトル案を記載しております。委員の皆様からのご提案やご意見を基にして審議会内で決定したいと考えております。

タイトル案

- A 第5次かかみがはら男女共同参画プラン～男女が共に輝く都市づくり～
- B かかみがはら とも☆きらプラン
- C みんなが輝く かかみがはら未来プラン
- D (委員の皆様のアイデア)

第5次かかみがはら男女共同参画プランの体系について

【第1回審議会時点の体系案】

【変更後の体系】

I 男女がともに活躍できる社会づくり

- 1 政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大
(1) 市政運営における男女共同参画の推進
(2) 企業・団体などにおける女性参画の推進
- 2 地域社会における男女共同参画の促進
(1) 地域活動の推進
(2) 防災に関する意思決定や現場での女性参画の拡大
- 3 家庭における男女共同参画の促進
(1) **家事・子育て・介護などにおける男女共同参画の促進**
(2) 子育て支援の充実
(3) 育児・介護休業制度の普及・充実
- 4 働く場における男女共同参画の促進
(1) 雇用機会の拡大と待遇確保の促進
(2) 女性の就業・起業への支援

I 男女がともに活躍できる社会づくり

- 1 政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大
(1) 市政運営における男女共同参画の推進
(2) 企業・団体などにおける女性参画の推進
- 2 地域社会における男女共同参画の促進
(1) 地域活動の推進
(2) 防災に関する意思決定や現場での女性参画の拡大
- 3 家庭における男女共同参画の促進
(1) **仕事と家庭の両立の実現に向けた男女共同参画の促進**
(2) 子育て支援の充実
(3) 育児・介護休業制度の普及・充実
- 4 働く場における男女共同参画の促進
(1) 雇用機会の拡大と待遇確保の促進
(2) 女性の就業・起業への支援

II 誰もが安心して暮らせる社会づくり

- 1 生涯を通じた健康・生きがいがづくりの支援と安心できる生活環境の整備
(1) 健康の確保と生きがいがづくりの推進
(2) 防犯、防災・**災害復興**体制の整備
- 2 暴力を許さない安心して生活できる環境の整備
(1) 啓発・教育の推進
(2) 相談体制の**周知**と連携強化
(3) 安全の保障と自立に向けた支援
- 3 困難な問題を抱える人に対する支援
(1) **ひとり親家庭に対する支援**
(2) 相談体制の充実
(3) **困難を抱える人に対する生活支援や自立支援**
- 4 性の多様性の理解促進と性的少数者に対する支援
(1) 性の多様性を認め合える学習機会の充実
(2) 相談体制の充実
(3) 性の多様性を尊重する環境の整備

II 誰もが安全で安心して生活できる

- 1 生涯を通じた健康・生きがいがづくりの支援と安心できる生活環境の整備
(1) 健康の確保と生きがいがづくりの推進
(2) 防犯、防災体制の整備
- 2 暴力を許さない安心して生活できる環境の整備
(1) 啓発・教育の推進
(2) 相談体制の**整備**と連携強化
(3) 安全の保障と自立に向けた支援
- 3 困難な問題を抱える人に対する支援
(1) **困難を抱える人に対する生活支援や自立支援**
(2) **相談体制の整備と連携強化**
- 4 性の多様性の理解促進と性的少数者に対する支援
(1) 性の多様性を認め合える学習機会の充実
(2) 相談体制の充実
(3) 性の多様性を尊重する環境の整備

III 男女共同参画社会への意識づくり

- 1 男女平等の視点に立つ教育と学習の促進
(1) 多様な生き方の選択を可能にする学習機会の充実
(2) メディアにおける人権尊重教育の推進
- 2 市民・事業者・行政の意識改革
(1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
(2) 男女共同参画に関する調査・研究

III 男女共同参画社会への意識づくり

- 1 男女平等の視点に立つ教育と学習の促進
(1) 多様な生き方の選択を可能にする学習機会の充実
(2) メディアにおける人権尊重教育の推進
- 2 市民・事業者・行政の意識改革
(1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
(2) 男女共同参画に関する調査・研究

第5次かかみがはら男女共同参画プラン（素案）

令和●年●月

各務原市

目 次

I	プラン策定にあたって	1
1.	策定の趣旨	1
2.	策定の背景	2
(1)	世界の動向	2
(2)	国の動向	3
(3)	岐阜県の動向	4
3.	プランの位置づけ	5
4.	プランの期間	6
5.	プラン策定の経緯	6
II	各務原市の現状	7
1.	各務原市の状況	7
(1)	人口の状況	7
(2)	世帯の状況	10
(3)	労働の状況	12
2.	各務原市の現状と課題	14
(1)	政策・方針決定過程における女性の参画状況	14
(2)	地域社会・防災分野における男女共同参画の状況	15
(3)	男性の家庭参画やワーク・ライフ・バランスの状況	16
(4)	女性の就労、働く場における男女共同参画の状況	17
(5)	DV、セクハラについて	18
(6)	困難な問題を抱える人について	19
(7)	性的少数者について	20
(8)	固定的性別役割分担意識について	21
(9)	若い世代の男女共同参画意識について	22
III	プランの基本的な考え方	23
1.	基本理念	23
2.	基本目標	24
IV	プランの内容	27
	目標Ⅰ 男女がともに活躍できる社会づくり	
	基本施策1 政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大	27
	基本施策2 地域社会における男女共同参画の促進	29
	基本施策3 家庭における男女共同参画の促進	30
	基本施策4 働く場における男女共同参画の促進	32
	目標Ⅱ 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり	
	基本施策1 生涯を通じた健康・生きがいくりの支援と安心できる生活環境の整備	34
	基本施策2 暴力を許さない安心して生活できる環境の整備	36

基本施策3 困難な問題を抱える人に対する支援	38
基本施策4 性の多様性の理解促進と性的少数者に対する支援	40
目標Ⅲ 男女共同参画社会への意識づくり	
基本施策1 男女平等の視点に立つ教育と学習の促進	42
基本施策2 市民・事業者・行政の意識改革	44
V 目標の推進にあたって	46
1. プランの推進体制	46
2. プランの目標指標及び目標値	47

I プラン策定にあたって

1. 策定の趣旨

男女共同参画社会基本法では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会^{※1}の実現」を21世紀の社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。

国においては、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、この法律に基づき、平成 12（2000）年に「男女共同参画基本計画」が策定されて以降、5年ごとに計画の改定を重ねながら、現在においては、新たに SDGs（持続可能な開発）の達成に向けた取組を位置づけるなどした「第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（令和2（2020）年策定）に基づく取組が進められています。

また、近年は人口減少や少子高齢化の進行に伴う経済の落ち込み、雇用の不安定化や貧困・格差の拡大など男女共同参画社会の課題は多岐にわたり、様々な困難や不安を抱える女性に配慮した支援が必要となるなど、改めて男女共同参画社会の実現が強く求められています。

本市では、平成 15 年に「かかみがはら男女共同参画プラン」を策定し、平成 17 年には「各務原市男女が輝く都市づくり条例」の制定、同年9月に「男女が共に輝く都市 かかみがはら宣言」を行いました。その後、平成 22 年に第2次プラン、平成 27 年に第3次プラン、令和 2 年に第4次プランを改定し、男女共同参画に関する取り組みを推進してきました。

本市の第4次プラン策定以降、国においては令和 5 年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）」が施行され、多様性に関する理解の増進について、基本的な方針が示されました。さらに令和6年には、様々な困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、包括的な支援を行うため「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」が施行されました。

令和 7（2025）年3月に「第4次かかみがはら男女共同参画プラン」の計画期間が終了を迎えることから、本市における課題の見直し、社会情勢の変化に対応した取り組みを着実に推進し、社会のあらゆる分野で男女が個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するために、新たに「第5次かかみがはら男女共同参画プラン」を策定します。

※1 **男女共同参画社会**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

*参画：計画に加わることを意味し、事業や政策の計画について実行段階からでなく計画の段階から加わることを指す。

2. 策定の背景

(1) 世界の動向

国際社会における男女共同参画への取り組みは、昭和 50 年の「国際婦人年」、その翌年から始まる「国際婦人の 10 年」以降、「平等・開発・平和」という目標達成のため、国連を中心として、国際社会における女性の地位向上を目指して活動が展開されるようになりました。

昭和 54 年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（通称「女子差別撤廃条約」）が採択されました。

平成 26 年 3 月には、東日本大震災の経験や教訓を共有し、より女性に配慮した災害への取り組みを促進することを目指す「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が第 58 回国連婦人の地位委員会で発足しました。

平成 27 年には、第 59 回国連婦人の地位委員会がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」や「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価と再確認及び完全かつ効果的で加速化された実施に向けた宣言文が採択されました。

同年、先進国と開発途上国が共に取り組むべき 2030 年までの国際開発目標として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標と 169 のターゲット（具体目標）から成る「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。17 の目標の中には、「ゴール 5.ジェンダー平等を実現しよう」など、本計画に関係が深い目標が盛り込まれています。

近年の世界の動き

- 平成 26 年 第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー^{※2}平等と女性のエンパワーメント^{※3}」決議案発足
国連婦人の地位委員会において、東日本大震災の経験や教訓を国際社会の理解を深め、より女性に配慮した災害への取組を促進することを目指して、日本が提出したものです。
- 平成 27 年 国連「北京+20」記念会合
第 4 回世界女性会議において採択された「北京宣言」及び「行動綱領」を再確認し、国連や NGO などの貢献強化などの宣言が採択されました。
- 平成 27 年 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）」採択
ニューヨーク国連サミットで採択された国際社会共通の目標です。「SDGs」は 17 の目標と 169 のターゲットで構成されており、5 番目に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。
- 平成 28 年 G7 伊勢志摩サミットの開催
G7 サミットが伊勢志摩で開催され、女性の権利の尊重、ジェンダー格差と固定概念の撤廃、労働・同一賃金、平等なリーダーシップの機会などを確保するとともに、質の高い教育や訓練などを通じて、女性の潜在力を開花させる支援をすることで合意しました。
- 令和元年 G20 大阪首脳宣言
G20 サミットが大阪で開催されました。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは不可欠であるとし、質の高い教育及び訓練、ジェンダー格差の是正、暴力及び虐待やハラスメントの根絶を再確認しました。また、女性の管理職及び意思決定に関わる地位へのアクセス、ビジネスリーダーや起業への支援の重要性や取組を共有しました。

※2 ジェンダー：生まれつきの生物学的性別（sex）とは区別される。文化的・社会的に構築された「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を文化的・社会的性別（ジェンダー/gender）という。

※3 女性のエンパワーメント：女性が個人として、あるいは社会集団として意思決定過程に参画し、自律的な力をつけること。女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、能力を発揮し行動していくこと。

(2) 国の動向

国では、平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成 12 年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、5 年おきに計画を見直し、策定されています。

平成 22 年の「第 3 次男女共同参画基本計画」では、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「さまざまな困難な状況におかれている人々への対応」、「女性に対する暴力の根絶」を重要な視点として取り組みを推進し、関連する法制度も整備も行われました。

平成 27 年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、「あらゆる分野における女性の活躍」や「男性中心型の労働慣行などの変革」の取り組みを進めた「第 4 次男女共同基本計画」が策定されました。

令和 2 年に策定された「第 5 次男女共同基本計画」では、人生 100 年時代を見据えた「ワーク・ライフ・バランス」、世界的な潮流となりつつある「ジェンダー平等」、頻発する災害についての「女性の視点の防災」の取り組みに注力しています。

令和 5 年には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関して、国民の理解の増進に関する施策を推進する「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）」が制定され、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現を目指しています。

令和 6 年には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」が施行され、困難を抱える女性一人一人のニーズに応じて包括的な支援を行う基本指針が決定しました。

近年の国の動き

- 平成 26 年 「配偶者暴力防止法（DV 防止法）」一部改正
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に改称されました。
- 平成 27 年 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」制定
国や地方公共団体、従業員が 301 人以上の企業の事業主に女性の採用・登用・能力開発などの事業主行動計画の策定が義務付けられました。
- 平成 28 年 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」改正
妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境の整備を目的に改正されました。
- 令和 5 年 「性的指向及びジェンダーアイデンティティ^{※4}の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT^{※5}理解増進法）」公布・施行
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、多様性に寛容な社会の実現を目的として施行されました。
- 令和 6 年 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」施行
日常生活または社会生活を送るうえで、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、支援のための施策を推進し、女性の人権が尊重され、安心し、かつ自立して暮らせる社会の実現を目的として施行されました。

※4 ジェンダーアイデンティティ：自分のジェンダーをどのように認識しているのかを表す概念のこと。

※5 LGBT：レスビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人）など、性的少数者の総称のこと。

(3) 岐阜県の動向

岐阜県では、平成 15 年に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」を制定し、平成 16 年に「岐阜県男女共同参画基本計画」が策定されました。以降、5 年ごとに計画が見直し、策定されています。

令和 6 年には「第 5 次岐阜県男女共同参画計画」が策定され、同時に「男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶」、「困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備」に重点を置いた、「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」が策定されました。

近年の県の動き

- 平成 26 年 「第 3 次岐阜県男女共同参画計画」、「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する計画（第 3 次）」の策定
- 平成 29 年 「清流の国ぎふ女性活躍推進計画」の策定
- 平成 31 年 「第 4 次岐阜県男女共同参画計画」、「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第 4 次）」の策定
- 令和 6 年 「第 5 次岐阜県男女共同参画計画」、「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画（第 4 次）」の策定

3. プランの位置づけ

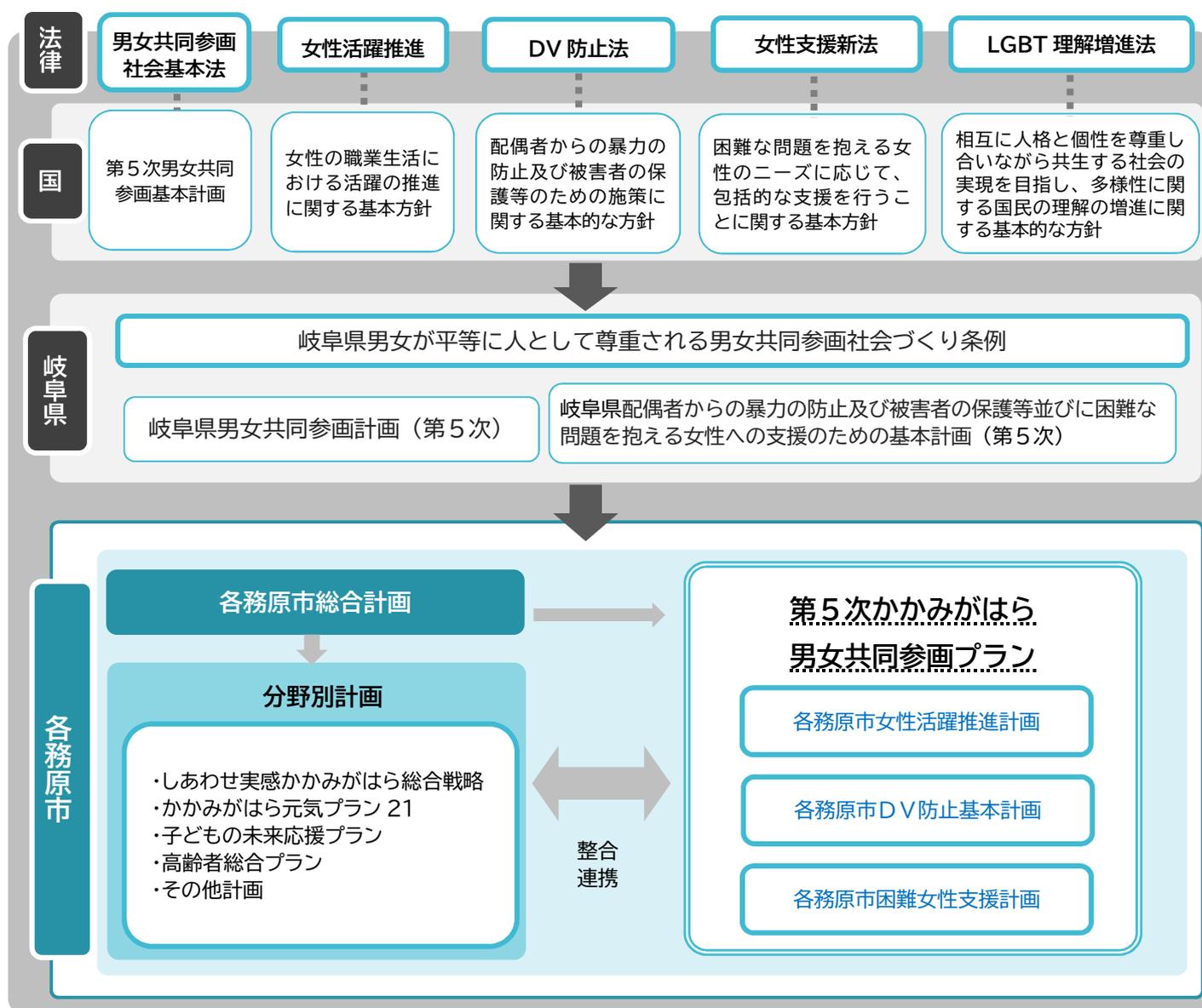
○本計画は「各務原市男女が輝く都市づくり条例」第 5 条第 1 項及び第 10 条に基づく、男女が共に輝く都市づくりの推進に関する施策を総合的に実施するための計画です。

○本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」とします。

○本計画の一部は、DV 防止法第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村推進計画です。

○本計画の一部は、女性活躍推進法第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画です。

○本計画は、第 4 次かかみがはら男女共同参画プランの考え方を継承しつつ、各務原市総合計画※6 や他分野の計画との整合性を図り策定した計画です。



※6 各務原市総合計画：令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間を計画期間とする本市の最上位計画

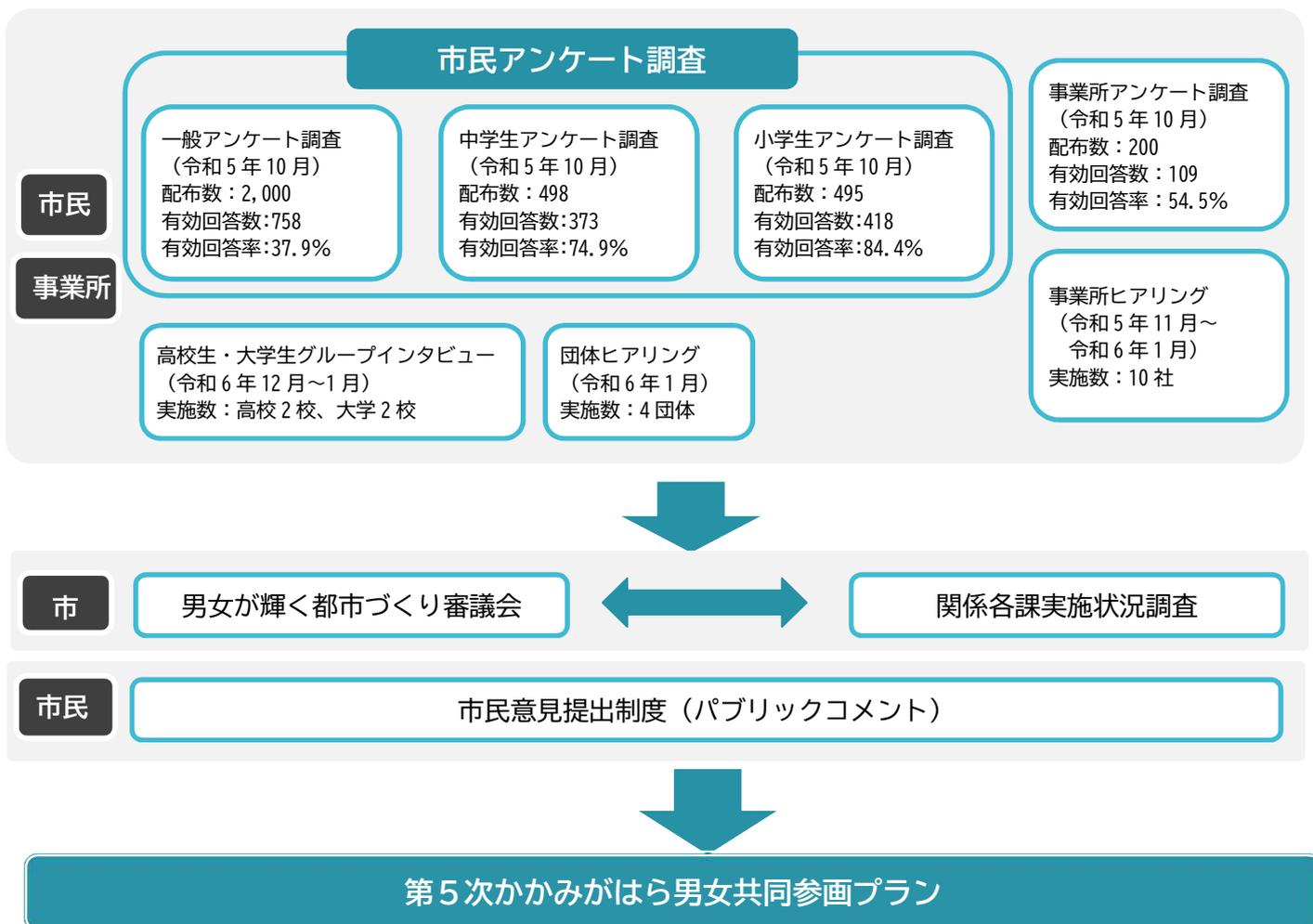
4. プランの期間

本計画の期間は、令和7年度～令和11年度までの5年間とします。

	平成27年度～31年度	令和2年度～6年度	令和7年度～11年度
各務原市総合計画	旧計画（10年）		新計画（10年）
	前期計画（5年）	後期計画（5年）	前期計画（5年）
かかみがはら男女共同参画プラン	3次プラン（5年）	4次プラン（5年）	5次プラン（5年）

5. プラン策定の経緯

本プラン策定にあたり、男女が輝く都市づくり審議会や省内関係部局において施策を検討するとともに、市民意識調査^{※7} や事業所アンケート^{※8} 及び高校生・大学生へのグループインタビュー、事業所ヒアリング、団体ヒアリングを実施しました。また、市民意見提出制度（パブリック・コメント）の実施など、広く意見の聴取と反映に努めました。



※7 **市民意識調査**：男女共同参画社会に関する各務原市民の考えや生活実態を把握するために行ったアンケート調査。（グラフ中の「%」は少数第2位以下を四捨五入しているため、単数回答の設問であっても合計が100%にならない場合がある。）

※8 **事業所アンケート調査**：男女共同参画に関する事業所の考えや取組を把握するために、市内に本社・支社などがある事業所に対し行ったアンケート調査

Ⅱ 各務原市の現状

1. 各務原市の状況

(1) 人口の状況

本市の人口は、平成22年の145,604人をピークに減少しています。今後も人口減少は続くことが予測され、令和32年には令和2年の人口より約23,000人少なくなる推計となっています。

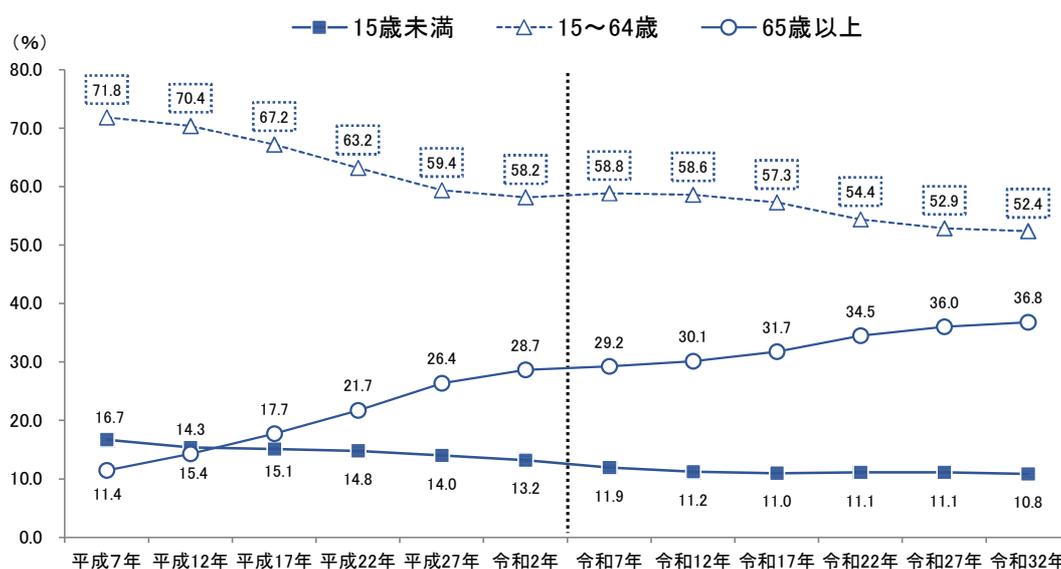
年齢3区分人口をみると、15歳未満人口と15～64歳人口が減少し、65歳以上人口が増加しています。令和2年で高齢化率は28.7%となっており、少子高齢化が進行していることがわかります。

図表1 人口の推移



資料:平成7年～令和2年 国勢調査
令和7年～令和32年 国立社会保障・人口問題研究所

図表2 年齢3区分別人口比率の推移

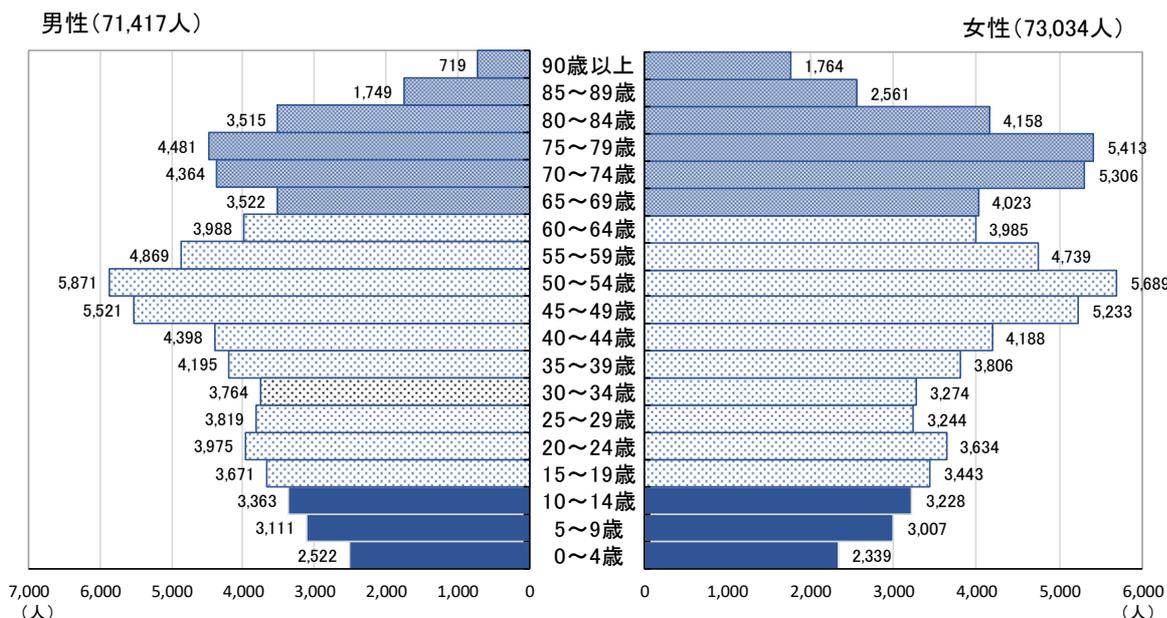


資料:平成7年～令和2年 国勢調査
令和7年～令和32年 国立社会保障・人口問題研究所

人口ピラミッドをみると、団塊ジュニア世代に該当する50代前半の人口が多くなっています。しかし、団塊ジュニア世代の子ども（10代後半～20代）の人口の増加はあまりみられません。

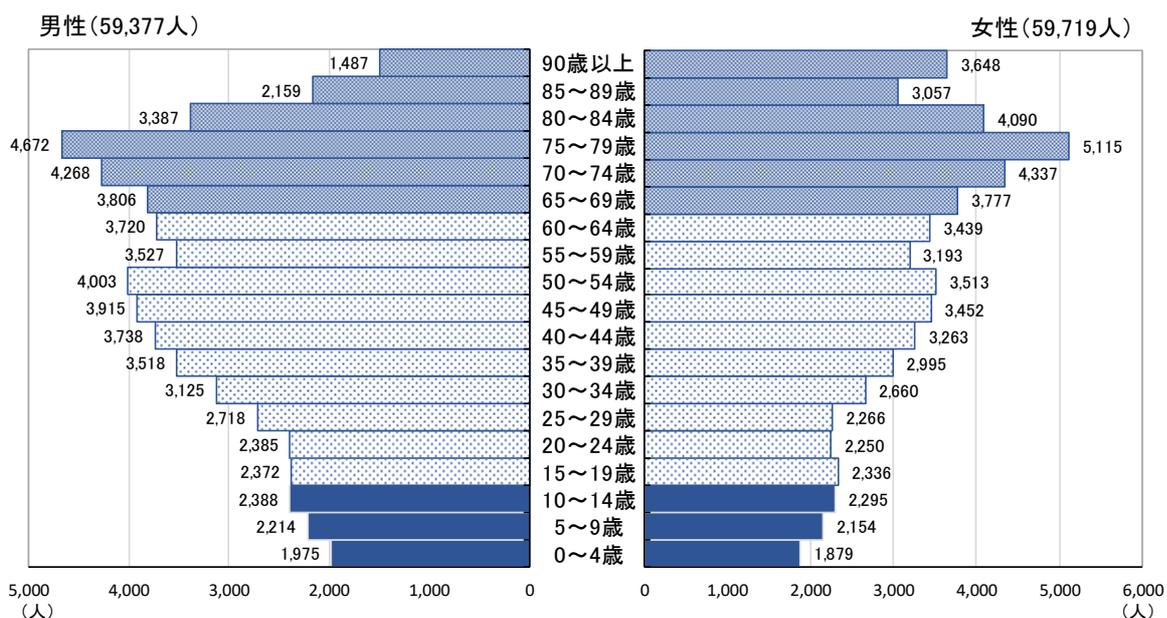
令和32年の推計によると、団塊のジュニア世代が65歳以上となるため高齢人口が増加し、15歳未満の年少人口と15歳～64歳の生産年齢人口は減少するため、「つぼ型」の人口ピラミッドになることが予測されます。（図表4）

図表3 人口ピラミッド（令和6年）



資料:各務原市（令和6年4月1日現在）

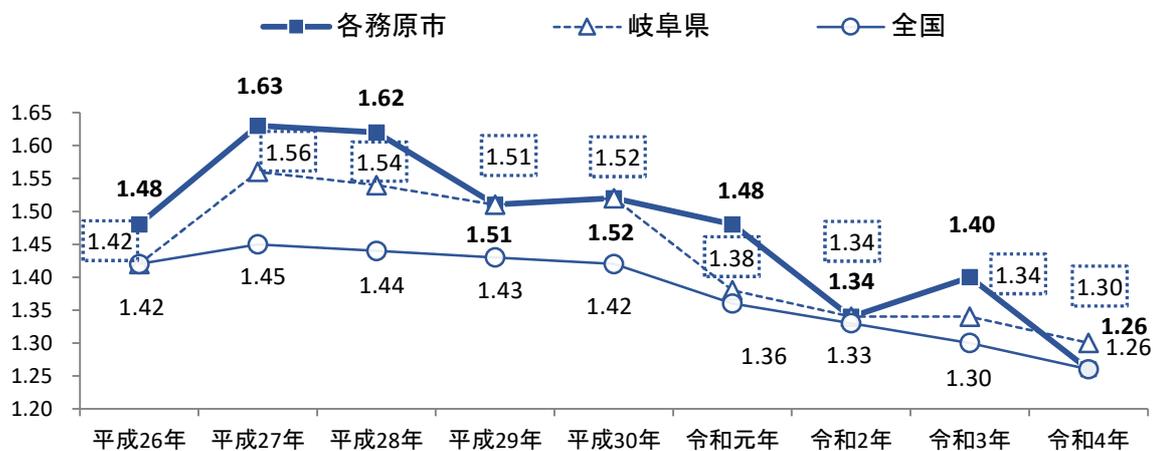
図表4 人口ピラミッド(令和32年推計)



資料:国立社会保障・人口問題研究所

本市の合計特殊出生率※⁹ は、平成 27 年の 1.63 をピークに減少傾向でしたが、令和 3 年には 1.53 と増加しました。しかし、令和 4 年には再び減少に転じています。(図表 5)

図表 5 合計特殊出生率の推移



資料:岐阜地域の公衆衛生

※⁹ 合計特殊出生率: 15~49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの、一人の女性が一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

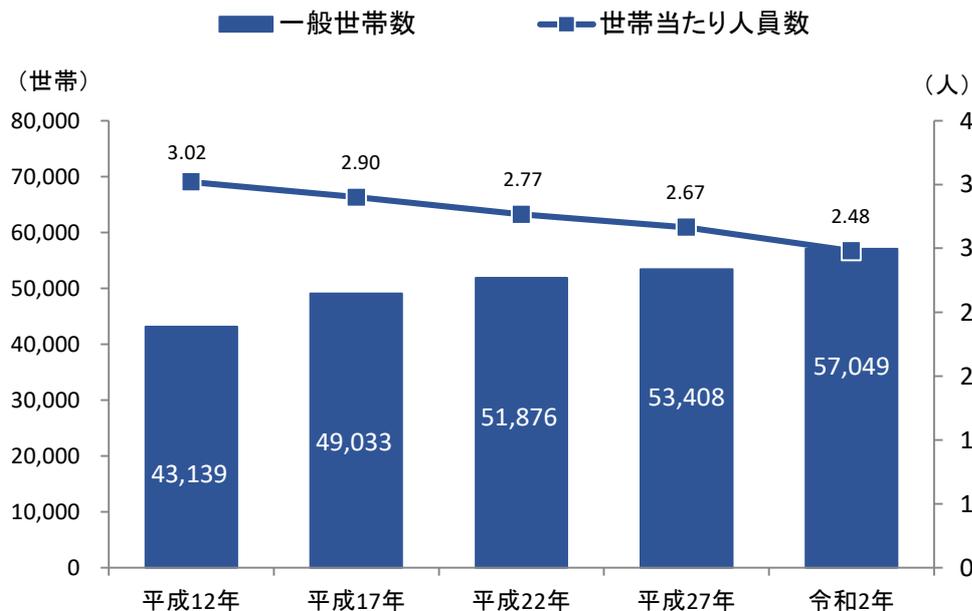
(2) 世帯の状況

本市の世帯数・世帯当たりの人員数をみると、世帯数は増加していますが世帯当たり人員は減少しており、世帯が小規模化していることがうかがえます。(図表6)

核家族世帯・単独世帯数の推移をみると、単独世帯数は増加しています。(図表7)

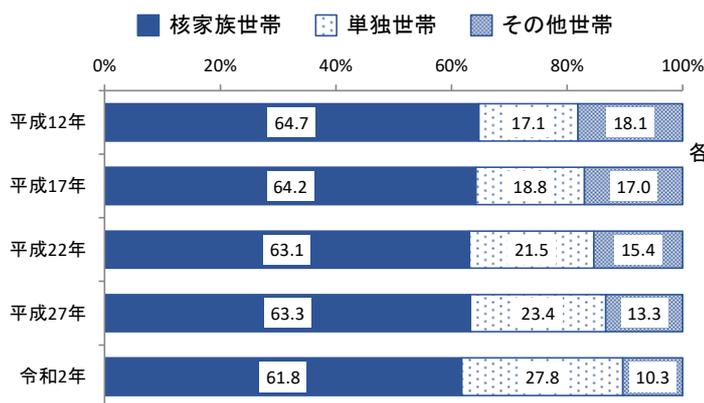
また、岐阜県・国と比較すると、核家族世帯が多く、単独世帯は少なくなっています。(図表8)

図表6 世帯数・世帯当たり人員数の推移



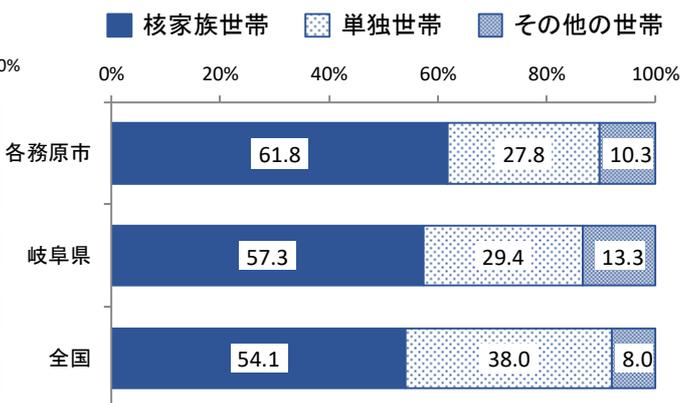
資料: 国勢調査

図表7 核家族世帯・単独世帯数の推移



資料: 国勢調査

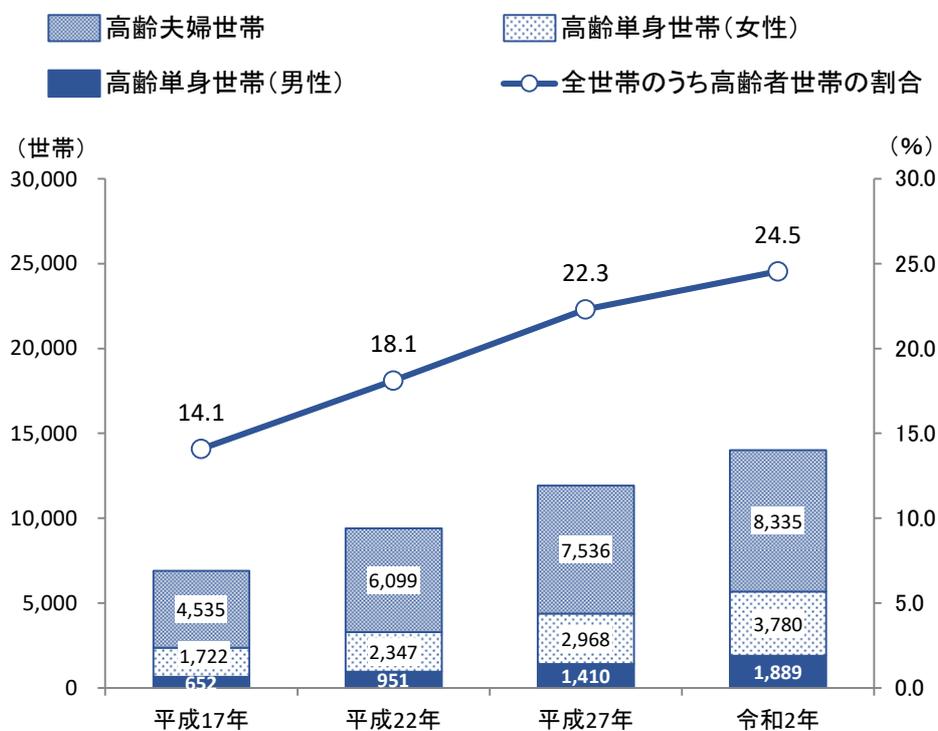
図表8 核家族世帯・単独世帯数の比較



資料: 国勢調査

高齢者世帯の推移をみると、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯ともに増加しています。全体のうち高齢世帯の割合も増加傾向にあり、平成17年と令和2年を比較すると、10ポイント以上増加しています。(図表9)

図表9 高齢者世帯の推移



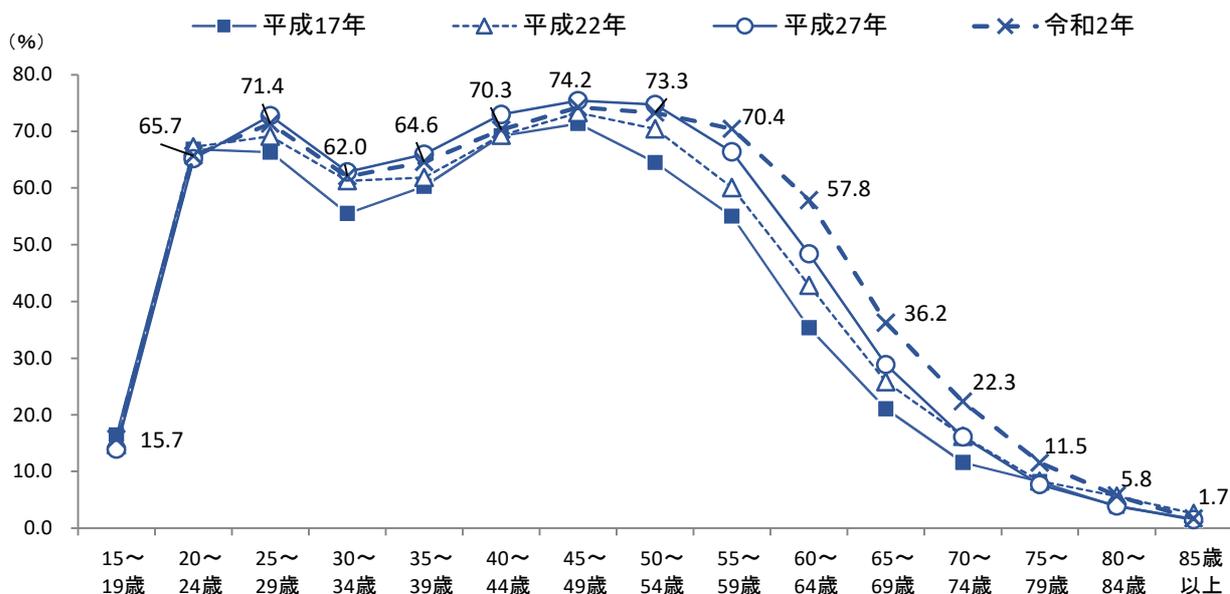
資料: 国勢調査

(3) 労働の状況

本市における女性の年齢階級別労働力の推移をみると、30～34歳で出産や育児によって就業者が減少することによる労働力率^{※10}が落ち込む、いわゆるM字カーブがみられます。しかし、平成17年以降はM字の谷が浅くなっています。(図表10)

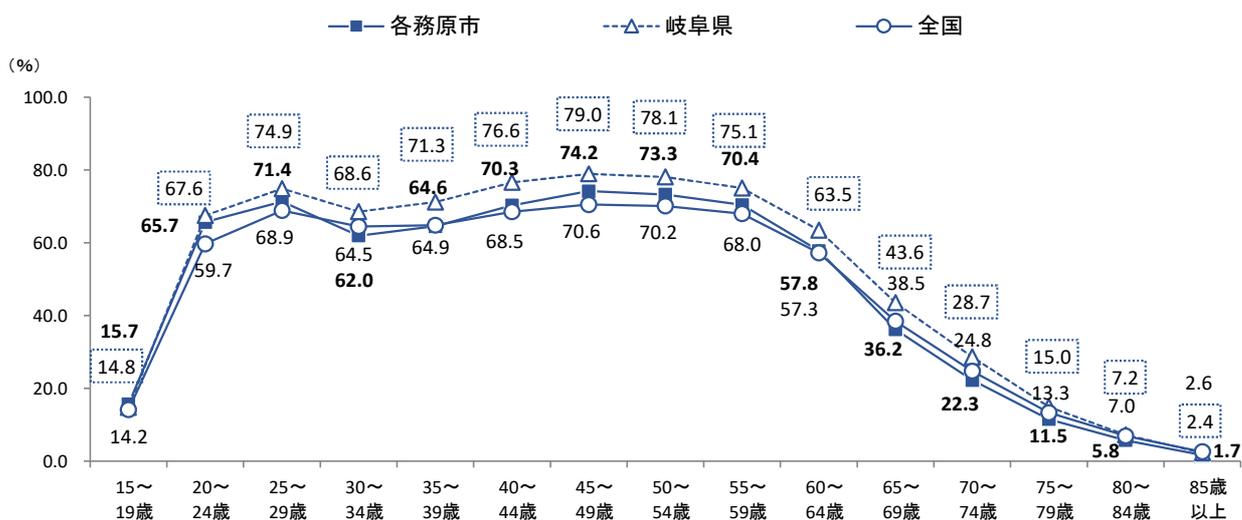
一方で、本市の女性の労働力率は、岐阜県よりも低い数値で推移しています。(図表11)

図表10 性別年齢階級別労働力率の推移(女性)



資料:国勢調査

図表11 性別年齢階級別労働力率(女性)の比較(令和2年)

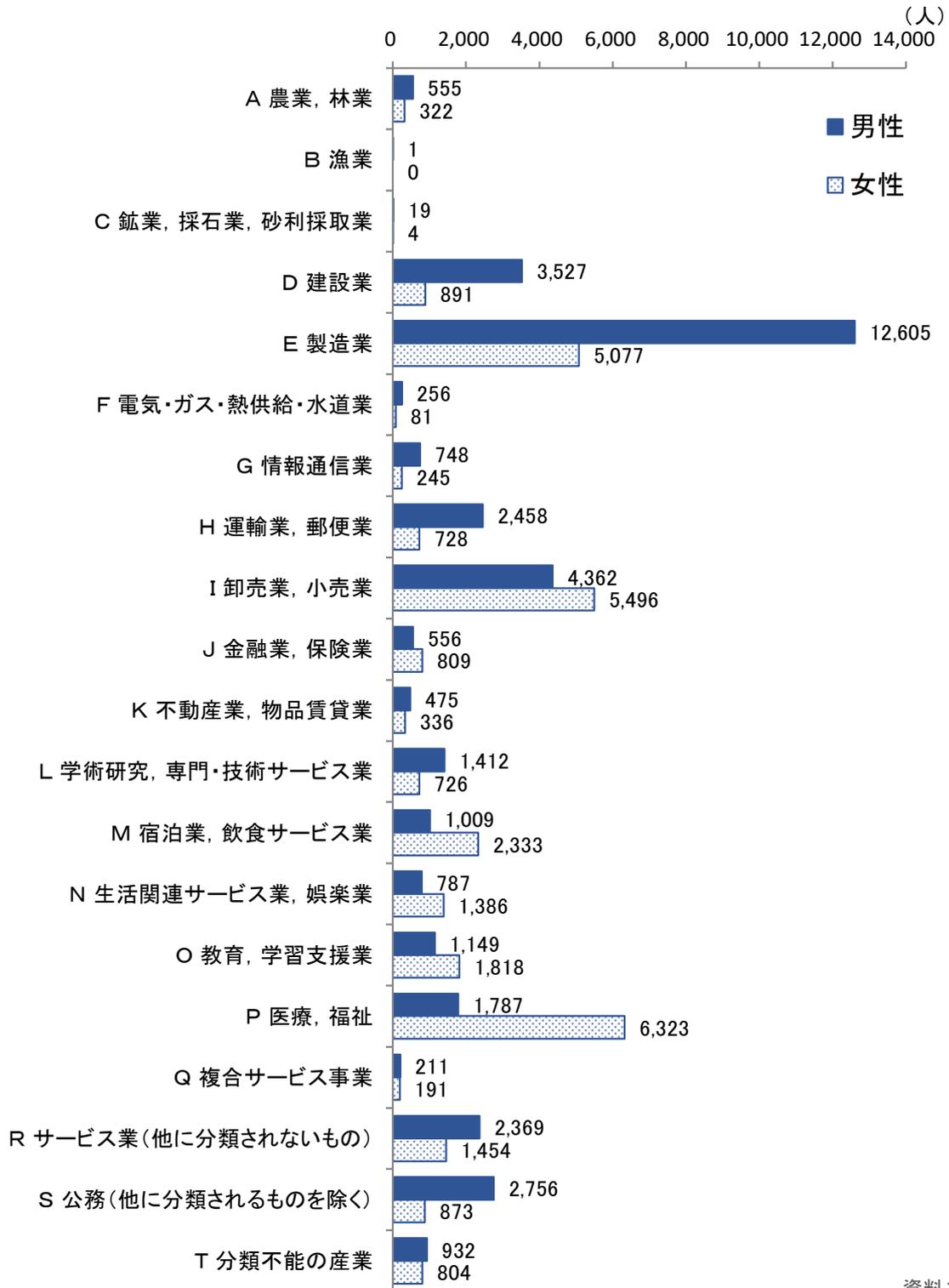


資料:国勢調査

※10 労働力率:15歳以上人口のうち就業者と完全失業者を合わせた人口が占める割合。完全失業者とは、働く意思と能力を持っており、求職活動を行っていても就職の機会を得られない者。

産業分類別の就業者数をみると、「E 製造業」、「D 建設業」は男性に多く、女性は「P 医療、福祉」、「M 宿泊業、飲食サービス業」が多くなっています。(図表 12)

図表 12 産業大分類別就業者数 (令和 2 年)



資料: 国勢調査

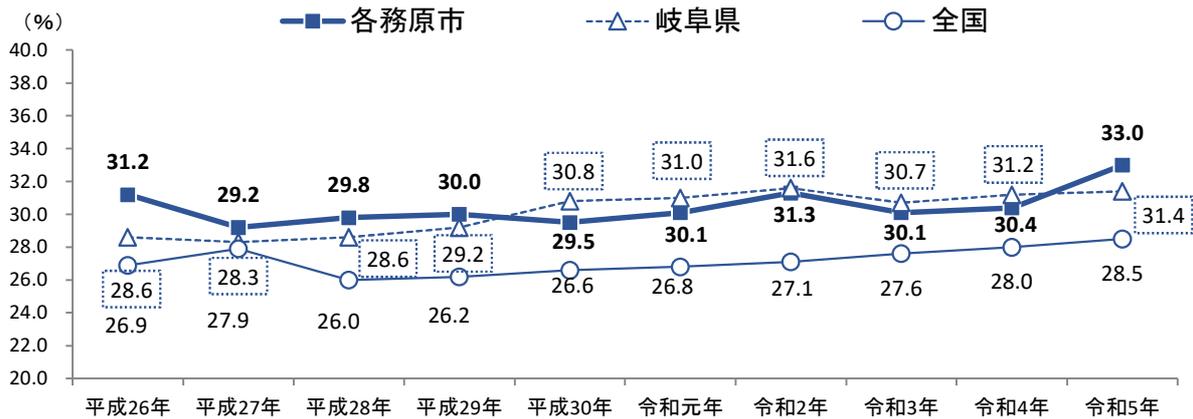
2. 各務原市の現状と課題

(1) 政策・方針決定過程における女性の参画状況

本市における審議会への女性の登用状況は 30%前後で推移しており、令和 5 年時点で 33.0%となっています。国や岐阜県と比較すると、やや高い水準で推移しています。(図表 13)

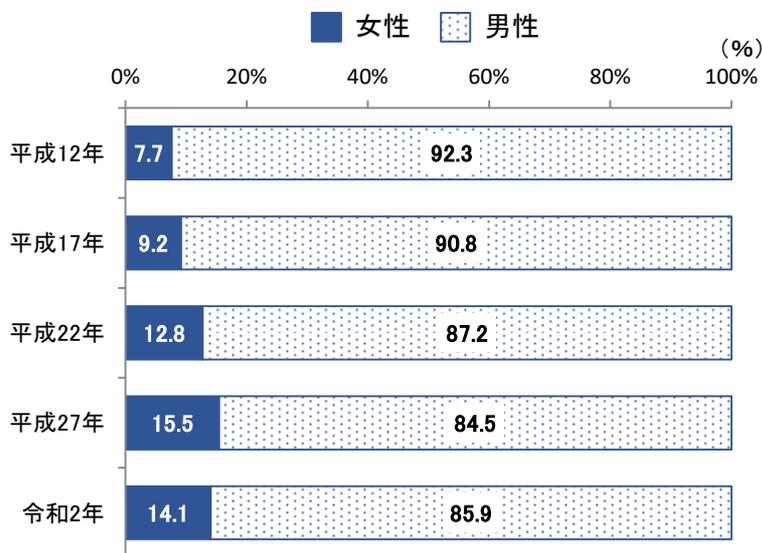
また、管理的職業従事者における男女割合については、男性の割合が高く、令和 2 年時点で女性の割合は 14.1%となっており、平成 27 年 (15.5%) より減少しています。(図表 14)

図表 13 審議会等における女性委員の参画状況 (年度)



資料: 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

図表 14 管理的職業従事者における性別割合【各務原市・一般企業】



資料: 国勢調査

◆課題① 政策・方針決定過程においてジェンダーギャップの解消が必要◆

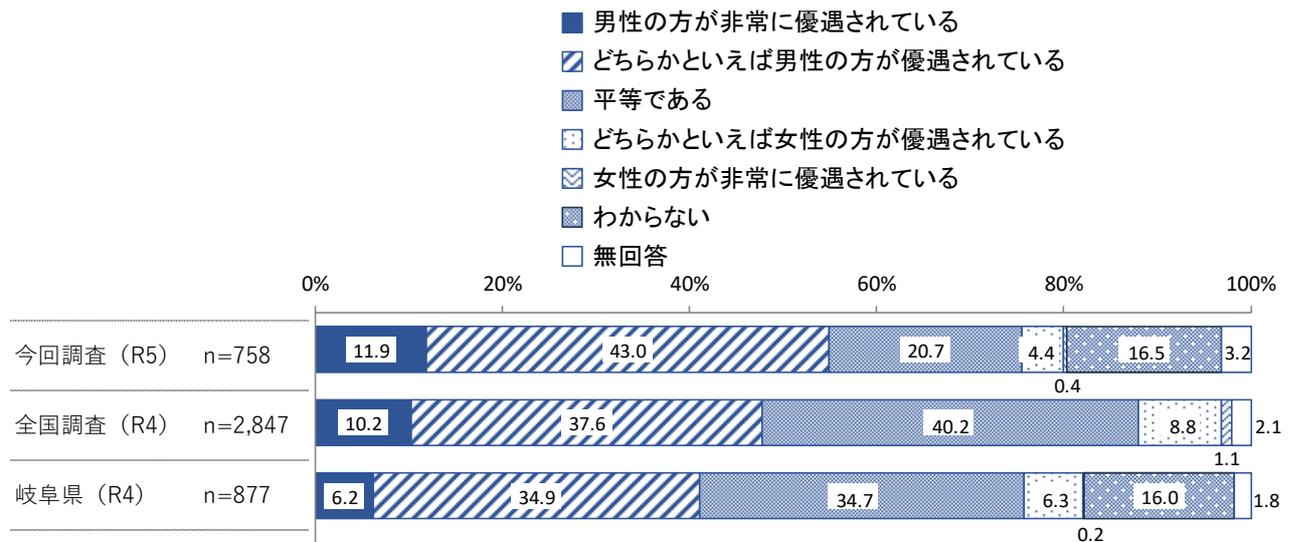
審議会や管理職割合など、方針決定の場面において、ジェンダーギャップがみられます。女性が政策・方針を決める過程に参画することは、男女間の機会の平等という観点からも極めて重要であることから、今後、女性参画拡大に向けた環境の整備、施策の推進を行い、男女ともにあらゆる分野で活躍できる社会づくりを進めていく必要があります。

(2) 地域社会・防災分野における男女共同参画の状況

市民意識調査によると、地域活動の場における男女の地位の平等感は、「平等である」が20.7%に対し、「男性の方が優遇されている」と回答した割合は、54.9%となっており、国と岐阜県と比較すると、高くなっています。（図表 15）

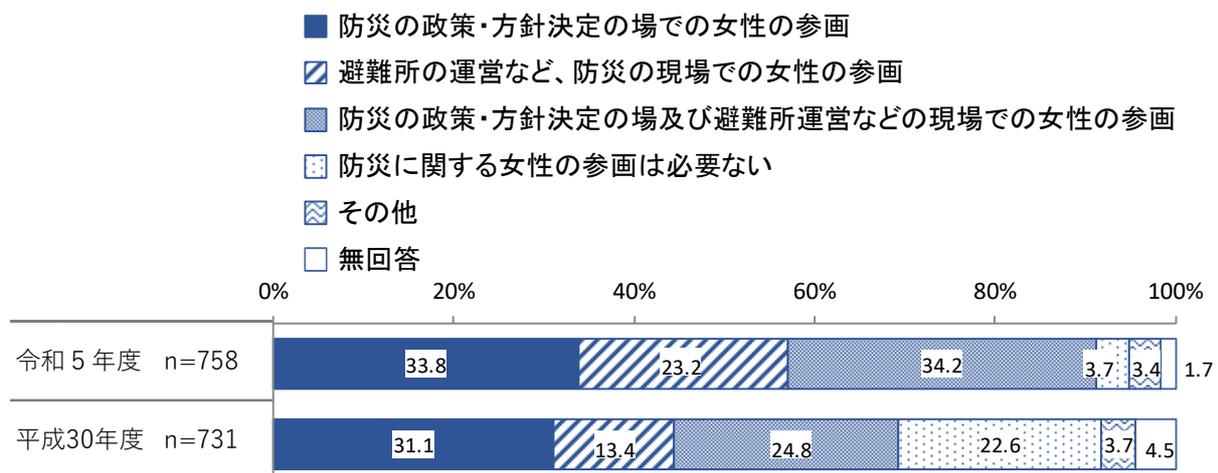
また、防災に関しての女性の参画については、「防災に関する女性の参画は必要ない」が大きく減少し、「防災の政策・方針決定の場及び避難所運営などの現場での女性の参画」が増加しています。（図表 16）

図表 15 地域活動の場における男女の地位の平等感



資料（令和 5 年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

図表 16 防災に関して、女性の参画が必要だと思うもの



資料（令和 5 年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

◆課題② 地域社会・防災分野における女性参画が求められる◆

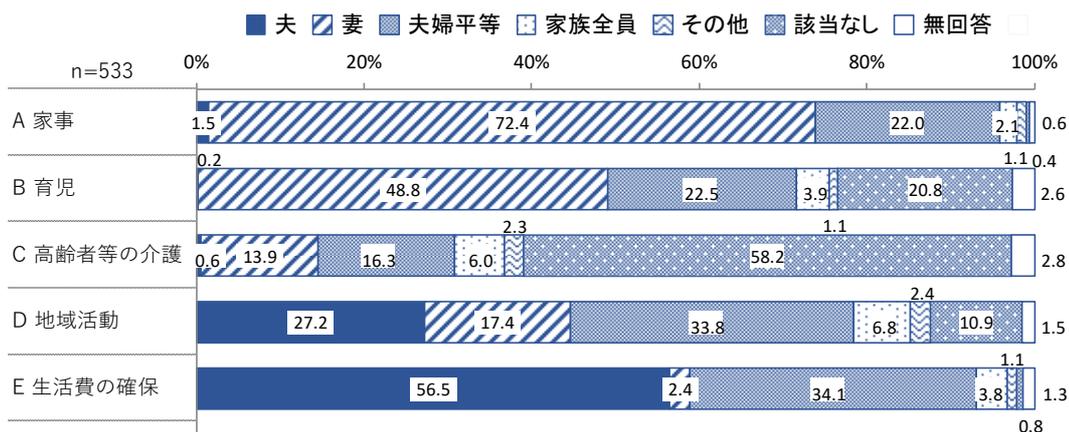
地域社会において、男女の固定的性別役割分担意識を解消し、誰もが積極的に参加できる環境整備に努める必要があります。さらに近年、頻発する災害について、防災分野における女性参画の必要性を見直し、防災政策の方針や現場での避難所運営において女性の参画を促進する必要があります。

(3) 男性の家庭参画やワーク・ライフ・バランスの状況

市民意識調査によると、家庭での役割分担は全ての項目で夫婦平等は 5 割未満となっており、特に、家事・育児に関しては「妻」に負担が偏っている現状があります。(図表 17)

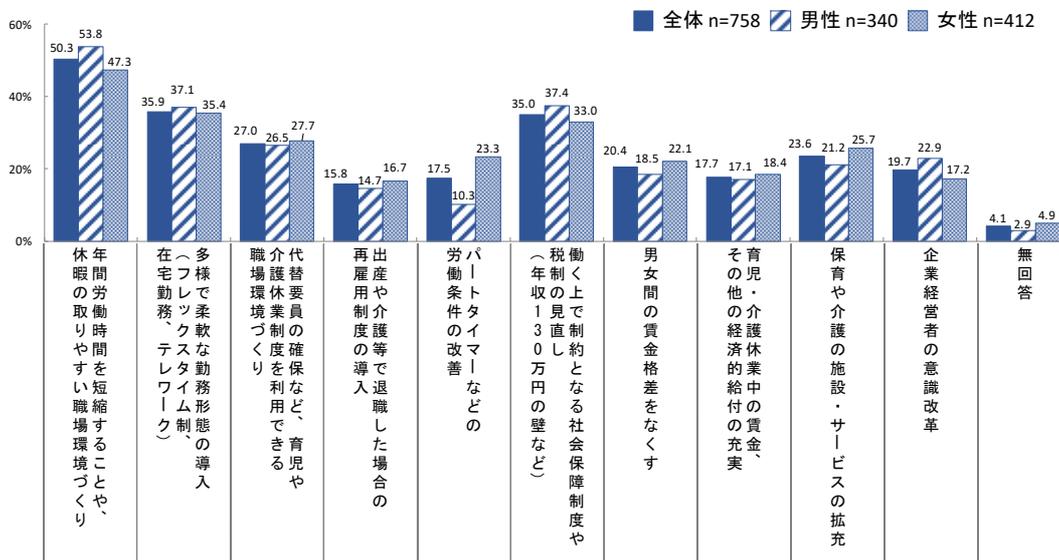
また、男女がともに仕事と家庭を両立するための必要な条件としては、「年間労働時間を短縮することや、休暇の取りやすい職場環境づくり」や「多様で柔軟な勤務形態の導入（フレックスタイム制、在宅勤務、テレワーク）」が高くなっています。(図表 18)

図表 17 家庭での役割分担



資料（令和 5 年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

図表 18 男女がともに仕事と家庭の両立をするために必要な条件



資料（令和 5 年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

◆課題③ 男性の家庭参画やワーク・ライフ・バランスの推進が求められる◆

女性の社会進出や世帯収入の減少などにより、共働き世帯は増加傾向にある中、男女がともに活躍できる社会をつくるには、家庭内で女性に負担が偏らないようにする必要があります。

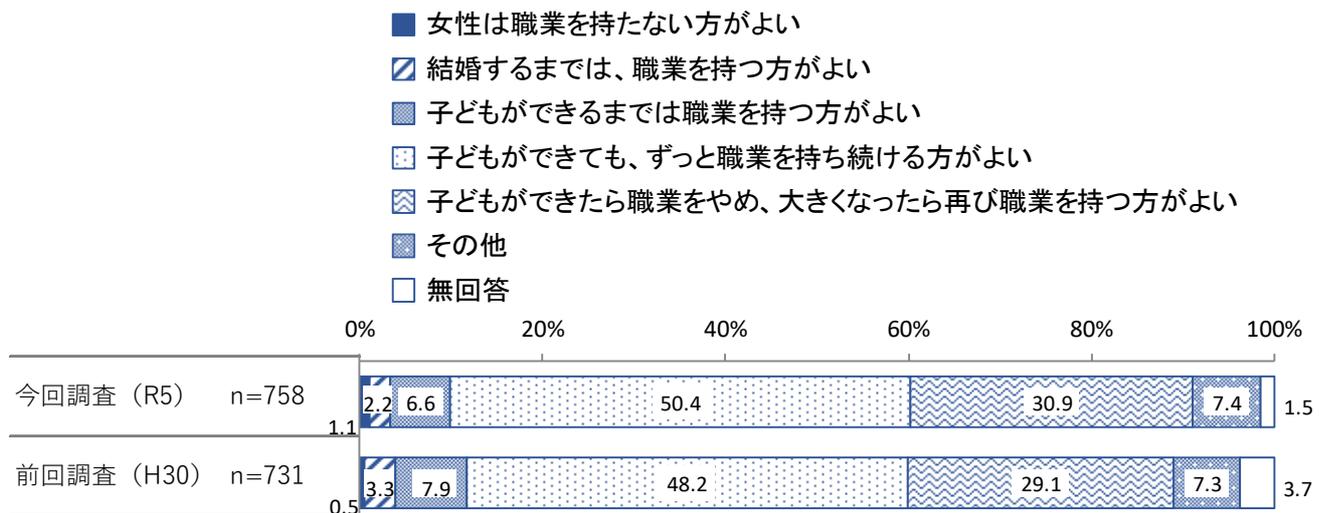
また、ワーク・ライフ・バランスの観点からも、職場における長時間労働の是正や柔軟な働き方の推進や、子育て支援の充実など、男女がともに仕事も家庭も両立できるような環境の整備が求められます。

(4) 女性の就労、働く場における男女共同参画の状況

女性が職業を持つことについては、「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」が50.4%と最も高く、平成30年時の調査よりも増加傾向にあります。(図表20)

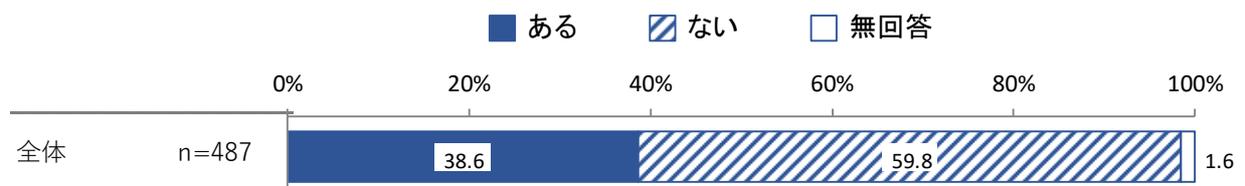
一方で、職場における待遇や仕事についての男女の差があると回答した割合は約4割となっています。(図表19)

図表 19 女性が職業を持つことについて



資料 (令和5年) 各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

図表 20 職場における男女の差の有無



資料 (令和5年) 各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

◆課題④ 職場における男女格差の是正と働く女性の支援が必要◆

ライフプランの変化に関わらず女性の就労継続を望む人が増えている一方で、職場における男女の格差が未だ存在しています。誰もが安心して働くことができ、個人の能力を十分に発揮できる社会を実現するために、職場における雇用状況や昇進・賃金など性別を理由した格差をなくし、企業におけるポジティブ・アクションや労働環境の整備を進めるとともに、働く意欲のある女性への再就職支援やキャリアアップに向けた支援を推進する必要があります。

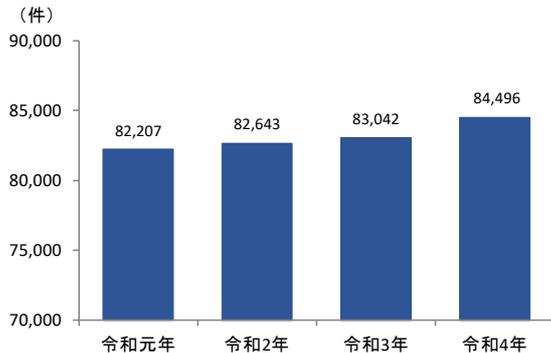
(5) DV、セクハラについて

DVの被害は全国的にみても増加傾向にあり、本市においても、令和5年度の被害件数が令和4年度から増加しています。(図表21、22)

市民意識調査によると、DVまたはセクハラ「自分が直接経験したことがある」は前回調査と比較して増加しています(図表23)

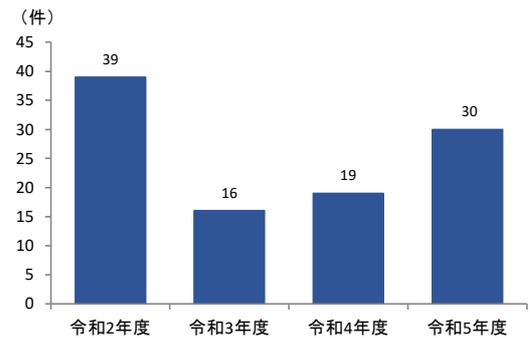
また、DVまたはセクハラ被害の相談の有無については、「相談した」は約3割に留まっており、被害を受けても相談しない傾向がみられます。(図表24)

図表 21 配偶者からの暴力事案等の相談状況【全国】



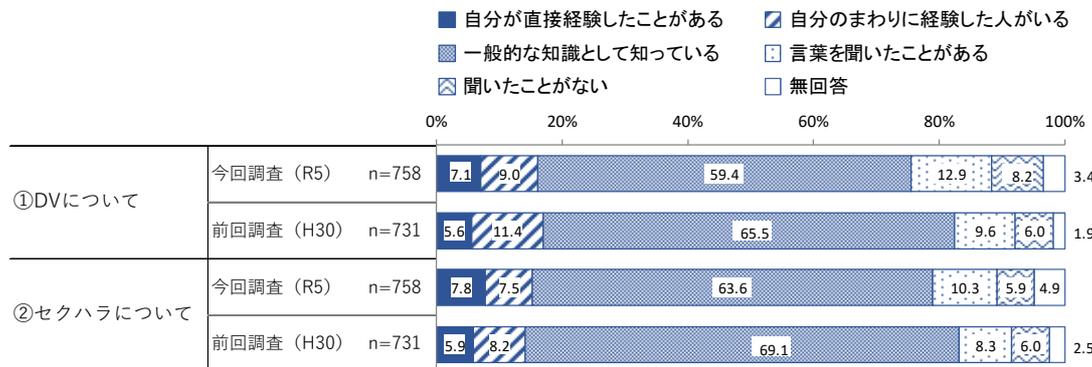
資料：(令和5年)配偶者からの暴力事案等の相談等状況(生活安全の確保に関する統計等)

図表 22 DV相談件数の推移【各務原市】(年度)



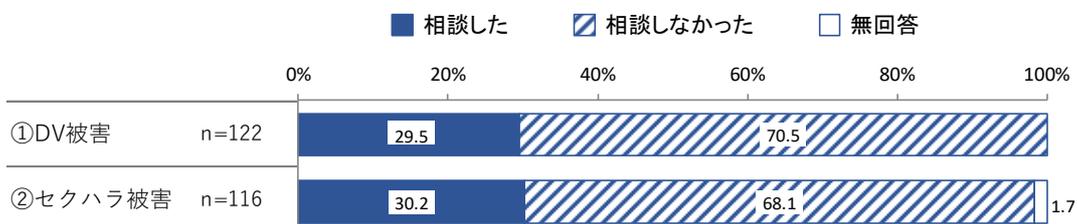
資料：各務原市(各年度末時点)

図表 23 DV・セクハラ被害経験や見聞きした経験



資料(令和5年)各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

図表 24 DV・セクハラ被害を受けたときの相談の有無



資料：(令和5年)各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

◆課題⑤ DV被害について安心して相談できる環境整備や窓口の周知が必要◆

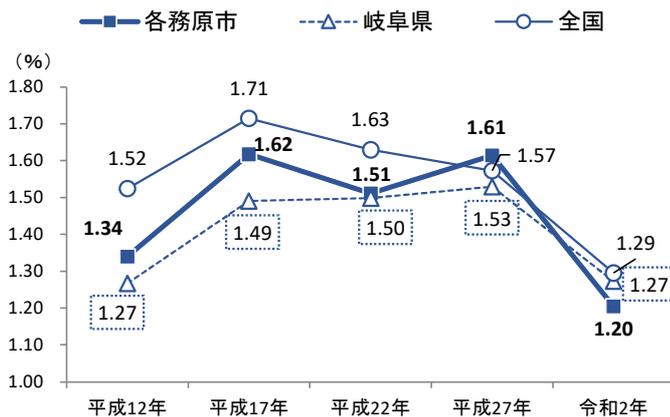
被害者が身近な場所で安心して相談できるように、必要な情報が得られる体制づくりの周知や、関係機関・団体との連携を強化するとともに、被害者等の認知及び支援開始から生活の再建に向け、包括的な支援を推進する必要があります。

(6) 困難な問題を抱える人について

本市における、ひとり親世帯の割合の推移は増減を繰り返しており、令和2年は1.27%となっており、国や県と比較しても大きな差はみられません。(図表25) また、生活保護世帯の内訳は、障害世帯、高齢世帯が増加傾向となっています。(図表26)

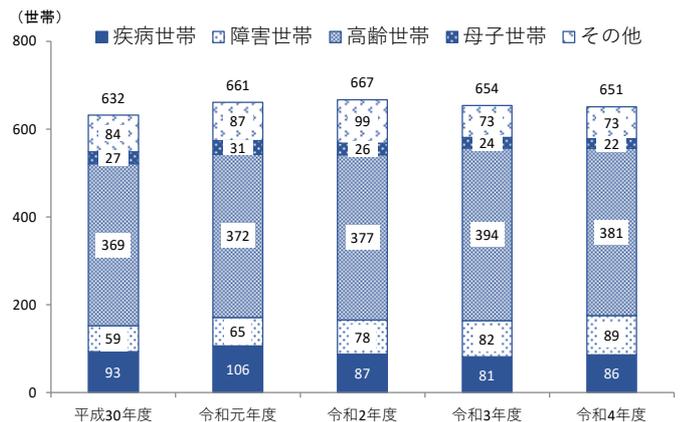
市民意識調査によると、女性が抱える困難な問題への必要な公的支援は、「一時保護など、緊急時に対応できる体制づくり」、「専門的に支援できる女性相談員の配置」という意見が多くなっています。(図表27)

図表 25 ひとり親世帯の割合の推移比較



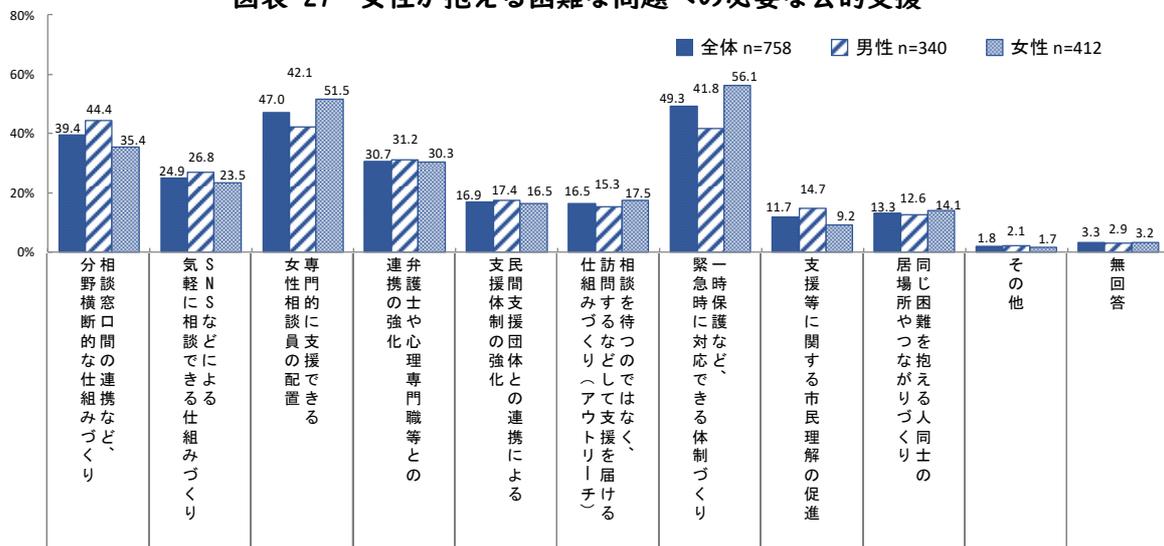
資料：国勢調査

図表 26 生活保護世帯の割合 (年度)



資料：各務原市 (各年度末時点)

図表 27 女性が抱える困難な問題への必要な公的支援



資料：(令和5年) 各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

◆課題⑥ 困難を抱える一人ひとりに合った支援が必要◆

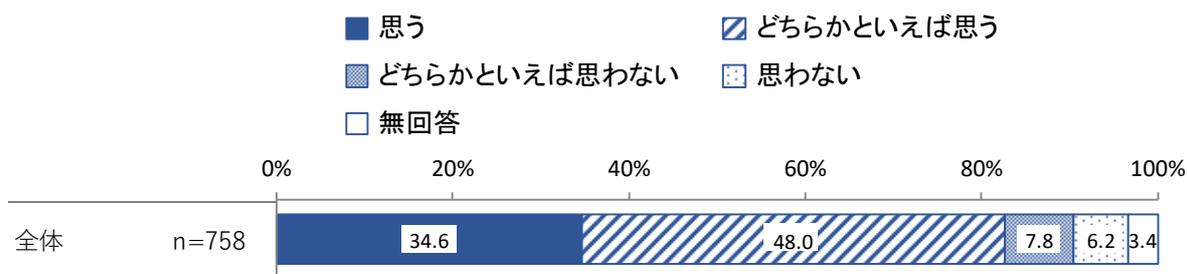
性別、年齢、国籍、障がい、ひとり親などを理由に不自由な生活を強いられることなく、誰もが暮らしやすい社会を実現するために、各種相談体制を充実させるとともに、一人ひとりのニーズに合った支援を実施する必要があります。また、女性支援新法の趣旨を踏まえ、女性をめぐる現状・課題の実態の把握を進め、様々な機関と連携・協力してニーズに応じた包括的な支援体制を整備する必要があります。

(7) 性的少数者について

市民意識調査によると、性的少数者に対して、社会の中で偏見や差別があると考えている人は80%以上にも及んでおり、性的少数者に対する差別などがあると考えられています。(図表 28)

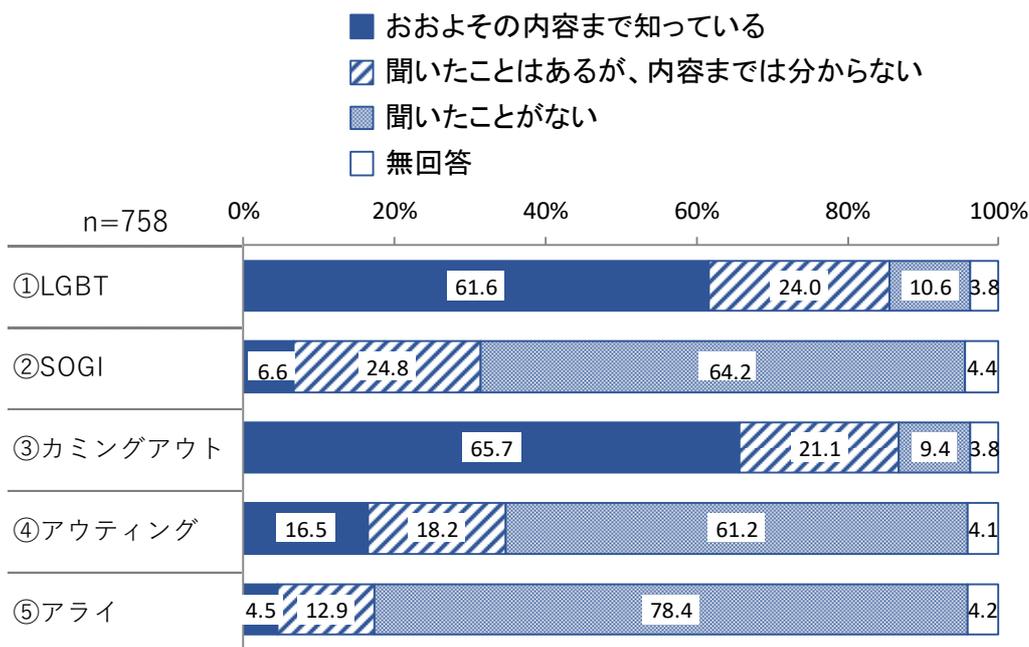
また、性の多様性に関する言葉の認知度は、「LGBT」、「カミングアウト」などは80%以上の認知度となっているものの、内容まで理解している割合は6割台に留まっています。(図表 29)

図表 28 一般的に、性的少数者に対して、偏見や差別があると思うか



資料：(令和5年)各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

図表 29 性の多様性に関する言葉の認知度



資料：(令和5年)各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

◆課題⑦ 誰もが安心して暮らせる社会づくりが求められる◆

多様な性への関心が高まるにつれ、言葉の認知度が高くなる一方、その言葉の理解まではしていないなど社会的に理解が追いついていない状況があります。よって、性的少数者が偏見や差別によって生きづらさを感じたり、性の区分を前提とした社会生活上の制約を受けたりするなどの問題があります。

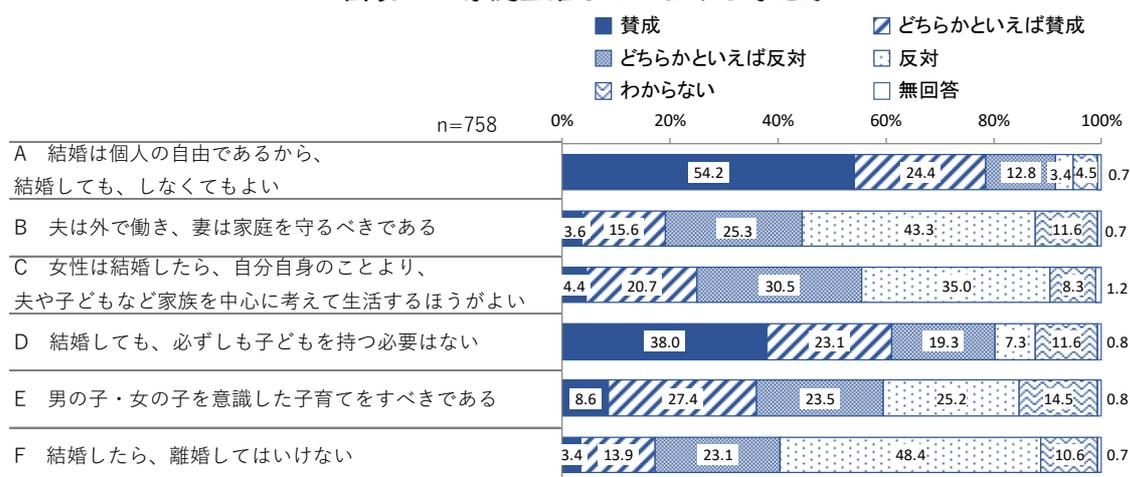
誰もが安心して生活でき、互いに認め合うことのできる社会をめざして、性の多様性に関する知識・理解を深め、偏見や差別を解消していくため、意識啓発・教育をさらに推進していく必要があります。

(8) 固定的性別役割分担意識について

市民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」、「女性は結婚したら、自分自身のことより、夫や子供など家族を中心に考えて生活する方がよい」、「男の子・女の子を意識した子育てをすべきである」などの考え方が2割から3割程あり、固定的役割分担意識が強く残っていることがうかがえます。(図表30)

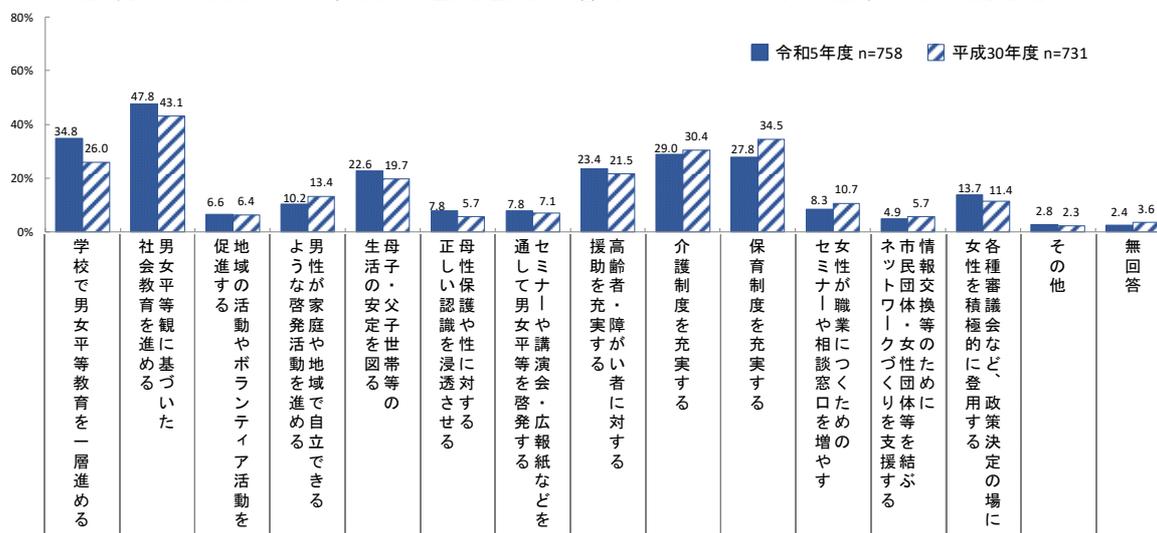
男女平等を推進するために市に求める施策については、「男女平等観に基づいた社会教育を進める」「学校で男女平等教育を一層進める」などを重視している人が多くみられます。(図表31)

図表30 家庭生活などにおける考え方



資料：(令和5年)各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

図表31 男女が平等で共に生き生きと暮らせるための市の施策として望むもの



資料：(令和5年)各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

◆課題⑧ 固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消が求められる◆

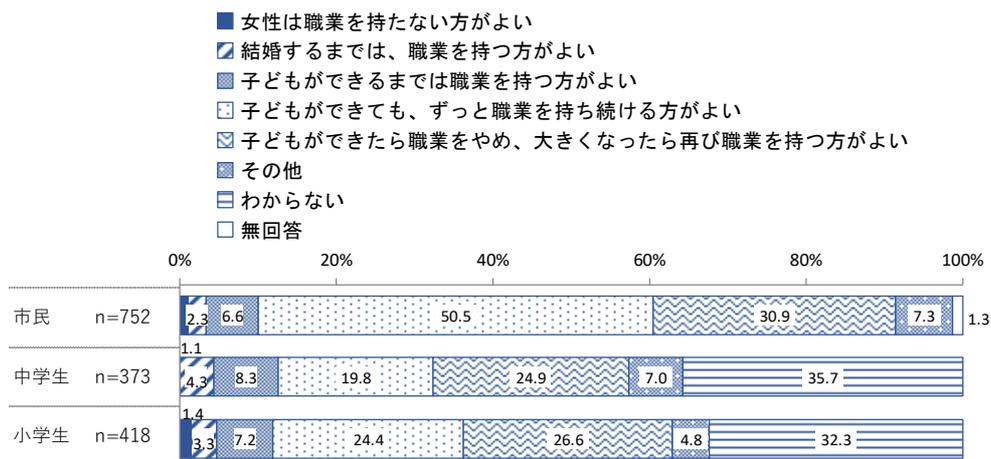
固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを解消するためには、すべての人が男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深める必要があります。そのため、幼少期からの意識啓発や学校教育ならびに全世代に向けた継続的な社会教育などの充実が求められます。

(9) 若い世代の男女共同参画意識について

小学生・中学生調査の結果をみると、女性が仕事を持つことについて、市民では、結婚・出産に関わらず継続して仕事を続けた方がよいと考える割合が約5割となっているものの、小学生、中学生では約2割から2割半ばとなっており、若い世代よりも実際に就労に対して現実的な感覚を持つ市民の方が女性の継続就労を支持する傾向にあります。

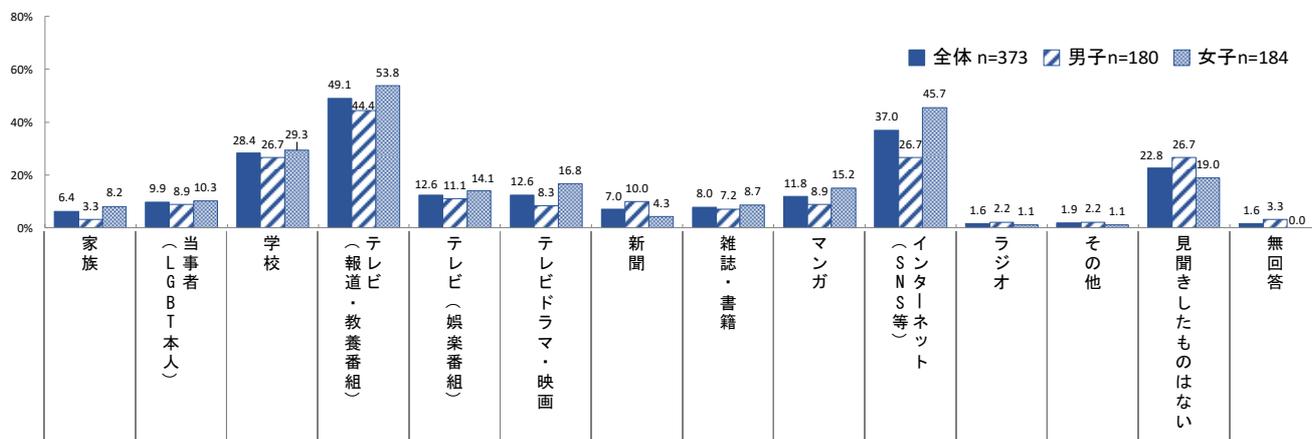
また、中学生が性的少数者について情報を見聞きしたものについては、「インターネット」「テレビ」などの割合が多く、メディアの影響を大きく受けていることがうかがえます。

図表 32 女性が職業を持つことについて【市民・小・中学生】



資料：（令和5年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

図表 33 性的少数者について情報を見聞きしたもの【中学生】



資料：（令和5年）各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

◆課題⑨ 子どもの頃からの継続的な意識啓発やメディア・リテラシーの向上が必要◆

小学生・中学生の若い世代でも、固定的性別役割分担意識がすでに根付いているため、子どもの頃からの継続的な意識啓発の充実が求められます。また、特に若い世代はメディアに触れる機会が多く、影響を受けやすいため、情報を無暗に受け入れず、取捨選択して活用できる能力（メディア・リテラシー）を向上させる取り組みを推進する必要があります。

Ⅲ プランの基本的な考え方

1. 基本理念

すべての男女が互いの人権を尊重し、ともに社会のあらゆる分野で個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の形成を、本市では「男女が共に輝く都市づくり」と表現し、その実現を目指します。

実現にあたっては、市、市民及び事業者の協働により、「各務原市男女が輝く都市づくり条例」第3条に示された6つの基本理念に基づいて男女共同参画を推進していきます。

「各務原市男女が輝く都市づくり条例」に掲げる基本理念

1 性別による差別的取り扱いの禁止と個人としての人権の尊重

男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人の個性及び能力を発揮する機会が確保され、人権が尊重されること。

2 固定的な役割分担や慣行にとらわれない、多様な生き方の選択およびその尊重

男女が、性別による固定的な役割分担を前提とした社会の様々な制度や慣行によってその活動が制限されることなく、自立した個人として自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し協力し合うこと。

3 社会のあらゆる分野における市、市民、事業者との協働

社会のあらゆる分野に男女が共に参画できるよう、市、市民及び事業者が、自らの意思と相互の協力により、協働して取り組み、その活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されること。

4 あらゆる意思決定の場に、男女が対等に参画できる機会の確保

男女が、性別にかかわらず、家庭、職場、地域、学校その他社会のあらゆる意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。

5 家庭生活における活動と、他の活動の両立

家族を構成する者が、人々の家庭を愛する心と相互の協力並びに社会の支援のもとに、愛情豊かな子育て、家族の介護等の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、その他の社会生活における活動を円滑に行うことができること。

6 男女の生涯にわたる健康の確保および女性の妊娠、出産、その他の健康の維持

男女が、人格を尊重し合い、互いの性への理解を深めることにより、妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること。

2. 基本目標

すべての人が社会のあらゆる分野で個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するために、次の3つの基本目標に沿って、施策に取り組み本計画を推進していきます。

基本目標Ⅰ 男女がともに活躍できる社会づくり

男女共同参画社会の実現には、性別に関係なく、誰もが個性と能力を十分に発揮し、一人ひとりが活躍できる社会づくりが重要です。また、あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が対等な立場で参画し、ともに責任を担いながら、多様な視点を取り入れていくことが必要です。

男女がともに活躍できる社会づくりには、女性が自らの意思によってその個性と能力が十分に発揮できるよう、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、職場における固定的性別役割分担の解消が必要です。また、職業生活と家庭生活との両立を図るため、多様で柔軟な働き方の推進、男性の意識醸成により、男女がともに家庭責任を分担し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境の整備に努めます。

基本目標Ⅱ 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

誰もが安全で安心して暮らしていくためには、互いの個性や多様性を認め、人権を尊重し、ともに相手を思いやる意識を持つとともに、生涯を通じて健やかに暮らせる環境が必要です。

生涯にわたって健康で充実した生活を送るために、ライフステージに応じた切れ目ない健康づくりを進めるとともに、男女の互いの身体的特性の理解促進、生涯を通じた健康及び妊娠・出産などに関する支援を行います。

また、DV やセクシャル・ハラスメントの防止に向けた啓発や教育を推進し、あらゆる暴力やハラスメントを抑制するとともに、被害を受けた際の窓口の周知、相談体制や関係機関との連携の強化を行い、安心して相談できる環境の整備に努めます。さらに、困難な問題を抱える人への相談、支援体制も強化していきます。

また、性的指向・性自認などを理由に、差別や偏見にさらされることなく、安心して暮らせるように多様性の理解促進に向けた啓発や教育に努めます。

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会への意識づくり

男女共同参画社会の実現には、固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）の解消が必要不可欠です。また、具体的な施策や社会的なあらゆる分野において、男女共同参画や女性の視点を取り入れることが必要と考えます。そのために、子どもの頃からの継続的な学習や人権教育を充実し、全世代に向けた男女共同参画に関する広報や啓発活動を推進することにより、性別に関わらずその能力と個性を発揮できる社会の実現が期待できます。

目標

基本施策

施策の方向

I 男女がともに活躍できる社会づくり

- 1 政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大
 - 2 地域社会における男女共同参画の促進
 - 3 家庭における男女共同参画の促進
 - 4 働く場における男女共同参画の促進
- 女性活躍推進計画

- (1) 市政運営における女性参画の推進
- (2) 企業・団体などにおける女性参画の推進
- (1) 地域活動の推進
- (2) 防災に関する意思決定や現場での女性参画の拡大
- (1) 仕事と家庭の両立の実現に向けた男女共同参画の促進
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 育児・介護休業制度の普及・充実
- (1) 雇用機会の拡大と待遇確保の促進
- (2) 女性の就業・起業への支援

II 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

- 1 生涯を通じた健康・生きがいをづくりの支援と安心できる生活環境の整備
 - 2 暴力を許さない安心して生活できる環境の整備
 - 3 困難な問題を抱える人に対する支援
 - 4 性の多様性の理解促進と性的少数者に対する支援
- DV 対策基本計画
- 困難な問題を抱える女性支援基本計画

- (1) 健康の確保と生きがいをづくりの推進
- (2) 防犯、防災体制の整備
- (1) 啓発・教育の推進
- (2) 相談体制の整備と連携強化
- (3) 安全の保障と自立に向けた支援
- (1) 困難を抱える人に対する生活支援や自立支援
- (2) 相談体制の整備と連携強化
- (1) 性の多様性を認め合える学習機会の充実
- (2) 相談体制の充実
- (3) 性の多様性を尊重する環境の整備

III 男女共同参画社会への意識づくり

- 1 男女平等の視点に立つ教育と学習の促進
- 2 市民・事業者・行政の意識改革

- (1) 多様な生き方の選択を可能にする学習機会の充実
- (2) メディアにおける人権尊重教育の推進
- (1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画に関する調査・研究

主な事業

①各種委員会・審議会への女性の登用率の向上 ②管理職への女性の積極的採用 ③女性登用後のサポート体制の強化

①女性のエンパワーメントの啓発・促進 ②女性リーダー育成のための援助

①地域活動における男女共同参画の推進 ②まちづくり活動における男女共同参画の推進

①防災分野における政策・方針決定過程への女性参画の推進 ②防災活動の現場における女性参画の推進

①ワーク・ライフ・バランスの周知 ②働き方改革の推進 ③多様な働き方の推進

①子育て相談体制の充実 ②地域における子育て支援機能の充実 ③多様なニーズに対応した保育サービスの充実

①家事・子育てに対する性別役割分担意識改革の推進 ②育児・介護休業取得の促進

①積極的改善措置に自主的に取り組む事業所の拡大 ②女性の経営者や従業員が少ない分野における女性活躍の推進

①女性の再就職・起業支援の充実 ②女性の能力発揮促進のための援助

①性と生殖に関する健康と権利の普及・啓発 ②健康に関する支援体制の充実 ③高齢者の生きがいづくりの推進

①安全・安心のまちづくりの推進 ②多様なニーズの違いに配慮した防災対策の推進

①各種広報活動の推進 ②職場におけるハラスメントの防止対策の徹底

①被害者の相談・保護などの支援体制の推進 ②相談窓口間の連携 ③相談員の資質向上と二次的被害の防止

①通報への迅速・的確な対応 ②被害者の生活再建に向けた支援 ③DV 被害者支援に係る関係機関との連携の促進
④民間支援団体との連携・協働

①高齢者・障がい者・外国人市民などへの支援 ②ひとり親家庭への支援 ③困難を抱える人への支援

①各種窓口の周知 ②連携体制の強化 ③相談員の資質向上

①学校における教育の推進 ②生涯を通じた学習機会の充実

①性的少数者に対する相談窓口の運営・周知

①当事者等の日常生活上の困難の解消

①男女平等教育・学習の充実 ②子どもの頃からの教育・学習の推進 ③男女平等の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進
④生涯を通じた学習機会の充実

①性差別につながらない表現の促進 ②メディア利用に関する教育の推進

①男女共同参画についての広報・啓発

①男女共同参画についての実態調査・研究

IV プランの内容

目標 I 男女がともに活躍できる社会づくり

➤ 基本施策1 政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大

◆施策の方向

(1) 市政運営における女性参画の推進

各種委員会や審議会、管理職などへの女性の積極的な登用を図るため、人材リストの活用や人材育成に取り組みます。

(2) 企業・団体などにおける女性参画の推進

企業や社会活動団体に対して、女性のエンパワーメントのため、女性リーダーの育成や職業能力を高めるためのセミナーなどの情報提供を通じて啓発に努めます。

◆主な事業と内容

(1) 市政運営における女性参画の推進

	主な事業	事業内容	関係課
①	各種委員会・審議会への女性の登用率の向上	・各種委員会・審議会での女性の登用率の向上を図ります。 ・各種委員会・審議会での女性委員ゼロの解消を目指します。 ・女性の登用促進に向けた人材リストを作成し、情報を提供します。	まちづくり推進課 関係各課
②	管理職への女性の積極的採用	・女性職員の意見や意向を市政に活かすよう、管理職などへの登用を推進します。	人事課
③	女性登用後のサポート体制の強化	・女性登用後、能力向上のためなどの講座や研修を実施します。 ・相談体制を強化します。	人事課 関係各課

(2) 企業・団体などにおける女性参画の推進

	主な事業	事業内容	関係課
①	女性のエンパワーメントの啓発・促進	・企画・管理能力などを高める女性のエンパワーメントのための情報を企業などに提供し、啓発を推進します。	商工振興課
②	女性リーダー育成のための援助	・女性リーダー育成のためのセミナーなどの情報を提供します。 ・職業能力を高めるセミナー情報や資格取得、技術取得などの情報を提供するとともに女性の能力活用を促します。	商工振興課

目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和11年)
各種委員会・審議会での女性登用率	32.0%(R6)	50.0%
各務原市の係長職以上における女性の割合(一般行政職)	20.5%(R6)	検討中
「女性管理職を積極的に登用していきたい」と考える事業所の割合	51.4%(R5)	UP

➤ 基本施策2 地域社会における男女共同参画の促進

◆施策の方向

(1) 地域活動の推進

男女共同参画の視点を取り入れて活力ある地域社会をめざし、年齢や性別にとらわれることなく、男女がともに地域活動に取り組み、意思決定の場へ参画できるよう支援します。

(2) 防災に関する意識決定や現場での女性参画の拡大

女性の視点を取り入れた防災対策の推進のため、防災分野における政策・方針決定過程や、避難所運営などの防災現場への女性の参画を促進します。

◆主な事業と内容

(1) 地域活動の推進

主な事業		事業内容	関係課
①	地域活動における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自治会などの地域活動に、女性の参画を促します。 地域における自主防災活動、防火活動や環境活動へ女性のさらなる参画を促進します。 地域づくりへの参画と活動の活性化のため、各種団体やグループを育成、支援します。 地域の団体において、性別に基づいている不合理な慣行、しきたりの見直しを働きかけます。 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり推進課 防災対策課 消防総務課 予防課 環境政策課 関係各課
②	まちづくり活動における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 性別や年齢を問わず、多様な人材や団体などと協働したまちづくりを推進するとともにその活動を支援します。 まちづくりの担い手の育成や支援に取り組みます。 	まちづくり推進課

(2) 防災に関する意思決定や現場での女性参画の拡大

主な事業		事業内容	関係課
①	防災分野における政策・方針決定過程への女性参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画・災害復興の策定、健康危機管理対策などに女性が参画します。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策課 健康管理課
②	防災活動の現場における女性参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営など地域の防災活動に対して女性の参加を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策課

目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和11年)
「治安が良いまち」と感じる市民の割合(市総合計画)	63.0%(R5)	UP
「地域活動の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合(市民意識調査)	20.7%(R5)	UP
現地連絡所員に占める女性の割合	37.3%(R6)	UP

➤ 基本施策3 家庭における男女共同参画の促進

◆施策の方向

(1) 仕事と家庭の両立の実現に向けた男女共同参画の促進

仕事と家庭の両立を図れるように、多様な就業形態の導入を奨励し、適切な職場慣行の普及、長時間労働の是正などの啓発を事業所へ行います。また、ワーク・ライフ・バランス^{※11}の実現に向けて、セミナーなどを開催し、市民への意識啓発に努めます。

(2) 子育て支援の充実

子育てに関する講座、セミナーを開催し、子育て中の人を抱える悩みや不安の解消に努めます。また、放課後子ども教室、放課後児童クラブなど地域における子育て支援の充実や延長保育など、多様化するニーズに対応した子育て支援体制の充実を図ります。

(3) 育児・介護休暇制度の普及・充実

育児や介護への男性の積極的な参加を促す啓発を行います。また、育児休暇や介護休暇が取得しやすい職場環境づくりにむけて事業者への啓発を促進します。

◆主な事業と内容

(1)仕事と家庭の両立の実現に向けた男女共同参画の促進

主な事業		事業内容	関係課
①	ワーク・ライフ・バランスの周知	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスや、性別による固定的役割分担意識の改善に向けて、啓発を行います。 仕事と家庭の両立支援の必要性についてのセミナーなどを開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり推進課 商工振興課
②	働き方改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、事業者にも長時間労働の是正などの啓発を行います。 男性の仕事中心という意識の見直しへの啓発を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり推進課 商工振興課 人事課
③	多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> パートタイム労働法、派遣労働法などの周知・啓発を行います。 事業者に対し、男女が家庭的責任を果たせるよう、適切な就業形態や職場慣行の普及を図ります。 時差出勤、在宅勤務、フレックスタイム制度^{※12}などの導入を奨励します。 	<ul style="list-style-type: none"> 商工振興課

※11 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：仕事と生活のバランスがとれた状態のこと。性別や年齢に関係なく、誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

※12 フレックスタイム制度：一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度。

(2)子育て支援の充実

主な事業		事業内容	関係課
①	子育て相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から子育て期における切れ目のない相談体制を充実し、悩みや不安など精神的負担の軽減を図ります。 ・子育て情報の提供を行います。 ・子育てに関する講座、セミナーを開催し、悩みの解消に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援課 ・子ども家庭支援課 ・健康管理課 ・教育センター ・いきいき楽習課(各ライフデザインセンター)
②	地域における子育て支援機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室^{※13}、放課後児童クラブ^{※14}など地域における子育て支援の充実を図ります。 ・子ども館^{※15}の充実を図ります。 ・子育てサークル^{※16}を育成、支援します。 ・子育て広場^{※17}を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援課 ・教育総務課 ・青少年教育課
③	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育など、保護者の就労形態に合わせた保育サービスを提供します。 ・「保育所等入所のしおり」や市公式ウェブサイトにおいて、保育年齢の記載、一時預かり、延長保育の実施の有無など、多様なニーズに合わせた子育ての情報を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援課

(3)育児・介護休業制度の普及・充実

主な事業		事業内容	関係課
①	家事・子育てに対する性別や役割分担意識改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家事、育児、介護に男性の積極的な参加を促す啓発を行います。 ・介護役割を分担できるよう、地域包括ケアシステムの情報提供を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進課 ・高齢福祉課
②	育児・介護休業取得の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・育児、介護休暇を取りやすい職場環境づくりに向けて、様々な媒体を活用して事業者などへの啓発を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工振興課 ・人事課

目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値(令和11年)
「子育てしやすい環境が整っている」と感じる市民の割合(市総合計画)	51.2%(R5)	UP
「家事の主な役割分担」について、「夫婦平等」または「家族全員」を選択した市民の割合(市民意識調査)	24.1%(R5)	UP
「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先」を希望する人の割合と実現している人との割合の差(市民意識調査)	25.4ポイント(R5)	9ポイント
育児休業を取得しやすい雇用環境の整備の措置をしている事業所の割合(事業所アンケート)	54.1%	UP

※13 放課後子ども教室：遊びやものづくり等を通して、子どもと地域の大人がふれあう教室を開催するもの。

※14 放課後児童クラブ：共働きなどで、昼間家庭に保護者が自宅にいない小学校児童の健全育成を図るための事業。

※15 子ども館：「親子の絆作り」「もっと楽しい子育て」「子どもが自分で育つ」を目標に、乳幼児親子を対象とする遊びや交流の場。

※16 子育てサークル：子育て中の親子が集まり、交流しながら、より楽しい育児につなげていく自主的な活動をしているグループのこと。

※17 子育て広場：幼稚園・保育所・小中学校ごとに保護者が子どもの健やかな発達を図るための学習会や講演会などを開催するもの。

➤ 基本施策4 働く場における男女共同参画の促進

◆施策の方向

(1) 雇用機会の拡大と待遇確保の促進

女性の就労機会の拡大や積極的な活用に関する情報を提供します。また、農林・商工業など、女性の女性が少ない分野での活躍を支援します。

(2) 女性の就業・起業への支援

女性の就業や起業を支援するため、講座やセミナーの開催など情報や学習機会を提供するほか、関連機関と連携して女性の能力発揮に向けた支援を進めます。

◆主な事業と内容

(1) 雇用機会の拡大と待遇確保の促進

主な事業		事業内容	関係課
①	積極的改善措置に自主的に取り組む事業所の拡大	・雇用における男女平等とポジティブ・アクション※18の導入効果などの情報を様々な媒体を活用して提供します。	・商工振興課
②	女性の経営者や従業員が少ない分野における女性活躍の推進	・農林・商工業など、女性が少ない分野での女性の活躍を情報提供などにより支援します。 ・自営業、農林・商工業など、女性が経営や運営に参画し、待遇が確保されるよう情報提供します。 ・家族農業経営において、家族がともに経営のパートナーとして位置づけられるよう家族経営協定※19の締結などの情報を提供します。	・商工振興課 ・農政課

(2) 女性の就業・起業への支援

主な事業		事業内容	関係課
①	女性の再就職・起業支援の充実	・再就職に関するセミナーの開催や情報を提供します。 ・相談窓口を整備します。 ・起業をめざす女性に対して、商工会議所と連携して創業支援セミナーなど必要な情報や学習の機会を提供します。	・まちづくり推進課 ・商工振興課
②	女性の能力発揮促進のための援助	・女性の職業意識を高めるための情報の提供に努めます。 ・職業能力を高める講座情報や資格取得、技術取得などの情報を提供します。	・商工振興課 ・まちづくり推進課

※18 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）：男女雇用機会均等法に基づき、あらゆる分野において男女間格差を改善するため、一定の範囲内で男女のいずれか一方に対して、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

※19 家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの

目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和11年)
「職場の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合(市民意識調査)	21.0%(R5)	UP
女性が少ない職種・職場へ女性を積極的に採用しようとする事業所の割合(事業所アンケート)	53.3%(R5)	UP

◆市民や事業者などに望まれる役割

市民

- ◆家事、育児、介護などに男性も積極的に参加し、男女で協力して家庭責任を分担しましょう。
- ◆ワーク・ライフ・バランスのとれたライフスタイルを築きましょう。
- ◆自治会や防災・防火活動、環境活動などの地域活動への関心を高め、男女関わりなく参加しましょう。

地域

- ◆地域活動における性別に基づいた不合理な慣行やしきたりを見直しましょう。
- ◆地域活動の方針決定過程や防災分野において、男女ともに参画しやすい方法を検討しましょう。

事業所

- ◆多様な働き方を推進し、男女が仕事と家庭の両立を果たせるようにしましょう。
- ◆性別にかかわらず、育児・介護休暇を取りやすい職場環境づくりを進めましょう。
- ◆ポジティブ・アクション(積極的改善措置)により、女性の役職登用を進めましょう。
- ◆雇用(募集・採用・賃金・配置・昇進など)における男女格差をなくしましょう。

目標Ⅱ 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

➤ 基本施策1 生涯を通じた健康・生きがいづくりの支援と

安心できる生活環境の整備

◆施策の方向

(1) 健康の確保と生きがいづくりの推進

だれもが生涯にわたり自立し、安心して生活を送るために、それぞれの健康課題に対応できるよう、健康に関する相談や講座、セミナーの開催などを通じて、正しい判断力や知識を普及し、心身の健康づくりを進めます。

(2) 防犯、防災体制の整備

だれもが安心して暮らせるように、防犯対策の実施や情報提供を行うほか、多様なニーズの違いに配慮した防災対策を実施します。

◆主な事業と内容

(1)健康の確保と生きがいづくりの推進

主な事業		事業内容	関係課
①	性と生殖に関する健康と権利の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)^{※20}の理念が定着するように、様々な媒体を活用し、普及・啓発を図ります。 ・性と生殖に関する相談体制の充実を図ります。 ・児童生徒が性に対する正しい知識、情報を得て、適切な判断や意思決定ができるよう、性に関する指導の充実に努めます。 ・HIV(エイズ)や性感染症などについて、正しい知識を持ち、予防ができるように、セミナー開催やパンフレット配布などで普及を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理課 ・学校教育課
②	健康に関する支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な妊娠・出産への支援を図ります。 ・各種健康診査・検診の受診促進を図ります。 ・性差医療についての情報提供に努めます。 ・思春期に表れる変化についての相談及び指導の充実に努めます。 ・更年期・認知症などの健康に関する相談や講座の開催、情報提供などを行います。 ・健康について相談できる体制を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理課 ・学校教育課 ・高齢福祉課
③	高齢者の生きがいづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・合同企業説明会を通じた高齢者の就労や、ボランティアなどの社会参画を促します。 ・趣味や生きがい・健康づくりのための講座・セミナーを開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢福祉課 ・商工振興課 ・いきいき楽習課(各ライフデザインセンター)

(2)防犯、防災体制の整備

主な事業		事業内容	関係課
①	安全・安心のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共的な施設のバリアフリー化に関係機関と連携して取り組みます。 ・犯罪防止のため、道路、公園などの点検を実施します。 ・防犯対策の啓発や防犯に関する情報の提供に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川公園課 ・道路課 ・まちづくり推進課 ・関係各課
②	多様なニーズの違いに配慮した防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・女性等の多様な視点で配慮した避難所運営に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策課

目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和11年)
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの「内容を知っている」市民の割合(市民意識調査)	2.4%(R5)	UP
子宮がん検診受診者割合	7.4%(R5)	UP
乳がん検診受信者割合	9.5%(R5)	UP
困った時に、隣近所で助けてもらえる人がいると思っている市民の割合(市総合計画)	67.5%(R5)	UP

※20 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ):性と生殖に関するすべての側面において、身体的、精神的、社会的に本人の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で選択し、決められる権利。

➤ 基本施策2 暴力を許さない安心して生活できる環境の整備

◆施策の方向

(1) 啓発・教育の推進

DV やハラスメントについて正しく理解するための情報提供、暴力やハラスメント防止の啓発に努めます。

(2) 相談体制の整備と連携強化

DV^{※21} やハラスメントに関する相談体制を充実させます。また、関係機関との連携を強化し、相談にあたる職員の質の向上に努めます。

(3) 安全の保障と自立に向けた支援

警察などの関係機関と協力し、DV 被害者の迅速な一時保護など状況に適した安全の確保を行います。また、DV 被害者や同伴する家族の置かれている状況を的確に把握し、関係機関と共有しながら、自立に向けた支援を行います。

◆主な事業と内容

(1)啓発・教育の推進

主な事業		事業内容	関係課
①	各種広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・DV 防止に関する法制度や支援についての情報を提供します。 ・セクハラ^{※22} やパワハラ^{※23} の防止に向け、SNS や市ウェブサイトなど、様々な媒体を活用し、意識啓発を行います。 ・デートDV^{※24} 防止に向けた啓発を強化します。 ・広報・チラシなどによる相談窓口の周知に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援課 ・まちづくり推進課
②	職場におけるハラスメントの防止対策の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対し、様々な媒体を活用して、セクハラ、パワハラ、マタハラ^{※24} などの防止を啓発するとともに防止対策を促します。 ・セクハラ、パワハラなどを根絶するための情報提供や啓発、研修を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工振興課 ・人事課

※21 DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる身体的・身体的・経済的・性的な暴力のこと。

※22 セクハラ（セクシャル・ハラスメント）：人間関係において、優位な力関係を背景とした相手の意に反して性的な言動のこと。

※23 パワハラ（パワー・ハラスメント）：職場などの優越的な関係を背景とし、本来の業務の適正な範囲を超えて、継続的に人格や尊厳を害する行動によって、労働者の就労環境が害されること。

※24 マタハラ（マタニティ・ハラスメント）：働く女性が妊娠・出産をきっかけに精神的・肉体的な嫌がらせや、妊娠・出産を利用した解雇、雇い止めや退職の強要で不利益を被ること。

※24 デートDV：交際相手又は元交際相手との間で起こる身体的・精神的、性的な暴力のこと。

(2) 相談体制の整備と連携強化

主な事業		事業内容	関係課
①	被害者の相談・保護などの支援体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・DV、セクハラ、パワハラなどに対する相談体制を充実します。 ・DV 被害者支援に係る関係機関との連携体制を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援課 ・高齢福祉課 ・まちづくり推進課
②	相談窓口の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・県や民間支援団体などのほか、児童虐待や高齢者虐待、障がい者支援、青少年支援などの関係課の相談窓口との連携を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援課 ・高齢福祉課 ・社会福祉課 ・まちづくり推進課 ・関係各課
③	相談員の資質向上と二次的被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・関係課や民間支援団体で被害者の相談や支援にあたる職員は、研修を受講し資質の向上を図ります。 ・相談にあたる職員に、研修などを通じ二次的被害^{※25}を発生させないように周知します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援課 ・関係各課

(3) 安全の保障と自立に向けた支援

主な事業		事業内容	関係課
①	通報への迅速・的確な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・警察や県配偶者暴力相談支援センター、民間機関などと連携し、被害者の迅速で円滑な一時保護を図ります。また、関係者間の情報は必要最小限とし適切に管理します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援課 ・高齢福祉課 ・社会福祉課 ・関係各課
②	被害者の生活再建に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の自立した生活再建のために、心のケアを行うとともに、裁判所・役所などにおける手続きの援助など、被害者の状況に応じて多様な支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援課 ・高齢福祉課 ・関係各課
③	DV 被害者支援に係る関係機関との連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・各務原市要保護児童対策及び DV 対策地域協議会で DV 被害者の支援について協議、調整し、適切な役割分担と連携を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援課
④	民間支援団体との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体と連携・協働し、DV 被害者などを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援課

目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和 11 年)
DV について「内容を知っている」市民の割合 (市民意識調査)	75.5%(R5)	UP
セクハラについて「内容を知っている」市民の割合 (市民意識調査)	78.9%(R5)	UP
DV やセクハラなどを経験した人のうち相談した割合 (市民意識調査)	31.5%(R5)	UP
DV についての地震の経験やまわりに経験した人がいる割合 (市民意識調査)	16.1%(R5)	UP

※25 二次的被害：相談員や支援者、周囲の被害者への理解不足から不適な対応をして被害者に更なる被害が生ずること。

➤ 基本施策3 困難な問題を抱える人に対する支援

◆施策の方向

(1) 困難を抱える人に対する生活支援や自立支援

高齢者や障がい者、外国人市民、ひとり親家庭など、困難な状況におかれている人々に対し、相談窓口や情報提供の充実、自立支援の実施、地域の見守り活動を通じて、安心して暮らせる環境の整備に努めます。

(2) 相談体制の整備と連携強化

広報紙や SNS^{※26}、イベントや出前講座等でのチラシの配布などを通して相談窓口の周知を図ります。また、県や民間支援団、関係課との連携を強化、相談や支援にあたる職員の資質の向上など相談体制の充実を図ります。

◆主な事業と内容

(1) 困難を抱える人に対する生活支援や自立支援

主な事業		事業内容	関係課
①	高齢者・障がい者・外国人市民などへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者の自立支援に向けて、ボランティアなどにより地域の見守りを図ります。 ・高齢者・障がい者・外国人市民などが安心して生活できる環境づくりに努めます。 ・各務原国際協会などと連携し、外国人市民と日本人市民が相互理解を図る機会を設け、外国人市民の社会参加を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢福祉課 ・社会福祉課 ・観光交流課
②	ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭に対する相談体制の充実を図ります。 ・ひとり親家庭に必要な情報の提供を推進します。 ・ひとり親家庭の自立に必要な各種サポート制度の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援課 ・医療保険課
③	困難を抱える人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪、ストーカー行為、売買春などの防止に向けた情報提供、啓発を強化します。 ・性暴力の当事者にしないため、児童生徒に対する性に関する指導の充実に努めます。 ・孤独・孤立状態に陥るリスクにある人や安心できる場所を持たない人を対象とした居場所づくりやつながりづくりを支援します。 ・貧困による生活困窮に陥るリスクのある人に対し、自立支援を促します。 ・ひきこもり支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭支援課 学校教育課 子育て応援課 社会福祉課 福祉政策課 関係各課

※26 SNS：サービスに登録した利用者がインターネット上で交流できる場所のこと。ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略。

(2)相談体制の整備と連携強化

主な事業		事業内容	関係課
①	各種窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙や SNS などによる相談窓口の周知に努めます。 ・イベントや出前講座等において、相談窓口のチラシを配布します。 	子ども家庭支援課 まちづくり推進課 関係各課
②	連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・県や民間支援団体などのほか、関係課の相談窓口との連携を図ります。 	子ども家庭支援課 関係各課
③	相談員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・相談や支援にあたる職員は研修を受講し、資質の向上を図ります。 	子ども家庭支援課 関係各課

目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和 11 年)
悩みや不安を相談する人や場所がある市民の割合(地域福祉計画)	89.9%(R5)	UP
「ひとり親・女性相談」の年間相談件数	745 件(R5)	UP

➤ 基本施策4 性の多様性の理解促進と性的少数者に対する支援

◆施策の方向

(1) 性の多様性を認め合える学習機会の充実

学校教育を通して性的少数者に対する理解を促進します。また、保護者に対しても性の多様性に関わる情報提供を行うことで、性的少数者に関する理解を促進します。

市民に対して、多様性をテーマにした講座や講演会を開催するなど、学習機会の充実に努めます。

(2) 相談体制の充実

市民相談室にて、LGBTに関する相談を受け付け、必要に応じて県や関係機関の相談窓口を案内します。また、広報紙や市のウェブサイト等の媒体を用いて、相談窓口の周知に努めます。

(3) 性の多様性を尊重する環境の整備

各種様式における性別欄の表記への配慮や同性カップルに対する行政サービスの拡充、多様性を尊重した環境の整備を行い、当事者が直面する困難の解消に努めます。

◆主な事業と内容

(1)性の多様性を認め合える学習機会の充実

主な事業		事業内容	関係課
①	学校における教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保健体育等の教科授業を通し、性的少数者に対する子どもたちの理解を促進します。 ・教育活動全体を通し、差別や偏見をなくすための人権教育の推進を行います。 ・生徒や保護者に対し、性の多様性に関わる情報提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育課 ・まちづくり推進課
②	生涯を通じた学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・性の多様性に対する正しい知識や理解の普及のため、LGBTをテーマにした講座や講演会を開催します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進課 ・いきいき楽習課（各ライフデザインセンター）

(2)相談体制の充実

主な事業		事業内容	関係課
①	性的少数者に対する相談窓口の運営・周知	<ul style="list-style-type: none"> ・地方法務局や県と連携し、性的指向や性自認に関する不安や悩みに対応する相談体制の充実に努めます。 ・広報紙や市ウェブサイト等、あらゆる媒体を利用し、相談窓口の周知を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進課

(3)性の多様性を尊重する環境の整備

主な事業		事業内容	関係課
①	当事者等の日常生活上の困難の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内において、申請書等の各種様式における性別欄の表記への配慮や同性カップルに対する行政サービスの拡充に努めます。 ・公共施設のトイレや更衣室等において、多様性に配慮した環境の整備に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進課 ・関係各課

目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和11年)
LGBTについて「おおよその内容まで知っている」と答えた市民の割合(市民意識調査)	61.6%(R5)	UP
「一般的に、性的少数者(LGBT等)の方々に対して、偏見や差別などがある」と思う市民の割合(市民意識調査)	82.6%(R5)	DOWN

◆市民や事業者などに望まれる役割

市民

- ◆心身の健康づくりのために健康診査や検診を定期的に受診し、趣味や生きがいを持ちましょう。
- ◆地域の子どもや高齢者、障がい者など支援が必要な人をできる範囲で見守り、支援しましょう。
- ◆DVやセクハラなどのハラスメントについて男女とも理解を深め、許さない意識を持ちましょう。
- ◆DV被害を受けたり、見聞きした場合や困難を抱えている人は相談機関などへ相談しましょう。
- ◆性の多様性に関する知識・理解を深め、個性や互いの人権を尊重し合いながら生活しましょう。

地域

- ◆性別、年齢に関係なく市民が安心して暮らすため、地域で見守り支え合いましょう。

事業所

- ◆健康診査や各種検診の受診促進、健康増進を図りましょう。
- ◆セクハラやパワハラなど、ハラスメントを許さない職場環境をつくりましょう。

目標Ⅲ 男女共同参画社会への意識づくり

➤ 基本施策1 男女平等の視点に立つ教育と学習の促進

◆施策の方向

(1) 多様な生き方の選択を可能にする学習機会の充実

児童・生徒に対して、男女共同参画意識や互いの個性を尊重する大切さを身につけ、行動できるよう、家庭、学校、地域生活の中で男女共同参画や人権尊重に関する理解を深めるための教育や、生涯を通じて、男女共同参画の意識を高められるよう、学習機会の充実を図ります。

(2) メディアにおける人権尊重教育の推進

広報や刊行物などにおいて、性差別につながらない表現を促進します。また、啓発活動を通じて、メディア・リテラシーの向上を図ります。

◆主な事業と内容

(1) 多様な生き方の選択を可能にする学習機会の充実

主な事業		事業内容	関係課
①	男女平等教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する講座、講演会、セミナーなど学習機会の充実を図ります。 男女共同参画に関する図書を充実します。また展示・閲覧などにより情報提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり推進課 いきいき楽習課（各ライフデザインセンター） 人事課 図書館
②	子どもの頃からの教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒に対し、教育活動全体を通じて人権の尊重や男女平等などに関する教育を実施します。 教職員へ研修を実施するとともに、保護者に対する啓発を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育課 教育センター 子育て応援課
③	男女平等の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> 性別ではなく、一人ひとりの個性や能力を尊重したキャリア教育・進路指導を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育課
④	生涯を通じた学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> 男女が慣習などに捉われず、生涯を通じて男女共同参画の意識を高められるよう、講座などの学習機会や情報を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり推進課 いきいき楽習課（各ライフデザインセンター） 高齢福祉課 関係各課

(2)メディアにおける人権尊重教育の推進

主な事業		事業内容	関係課
①	性差別につながらない表現の促進	・広報や刊行物などを作成するときは、各種資料などを参考に、性差別につながるような表現を排除します。	・広報課 ・青少年教育課 ・関係各課
②	メディア利用に関する教育の推進	・インターネット、SNSなどの様々なメディアの情報を正しく判断し利用することができるよう、メディア・リテラシー ^{※27} や情報モラル教育の推進を図ります。 ・PTAと連携を図り、家庭への啓発に努めます。	・学校教育課 ・青少年教育課 ・いきいき楽習課(各ライフデザインセンター) ・関係各課

目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和11年)
「学校教育の場で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合(市民意識調査)	50.9%(R5)	UP
男女共同参画に関する市開催講座への参加者数(年間)	101名(R5)	UP

※27 **メディア・リテラシー**：メディアから入手した情報を無批判に受け入れるのではなく、各メディアの特性を理解した上で、情報を読み解き、自らの考えと照らし合わせて取捨選択して活用する能力とメディアを使用して発信する能力のこと。

➤ 基本施策2 市民・事業者・行政の意識改革

◆施策の方向

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

男女共同参画に関する理解を促進し、意識を高めるため、積極的に広報・啓発を行い、講座やイベントなどを開催します。また、各種団体や事業者へ情報提供を行います。

(2) 男女共同参画に関する調査・研究

庁内における男女共同参画事業の年次報告等により、事業の進捗状況や数値目標の達成状況を調査します。また、アンケートの実施により、市民等のニーズを把握し、事業に反映します。

◆主な事業と内容

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

主な事業		事業内容	関係課
①	男女共同参画についての広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画意識の高揚を図るため、様々な媒体や機会を活用し、積極的に広報・啓発を行います。 ・講座やイベントなどで男女共同参画の資料などによる情報提供に努めます。 ・国や県からの男女共同参画に関する情報をわかりやすく提供します。 ・様々な施策を進める中で各務原市男女が輝く都市づくり条例の周知を図ります。 ・各種団体、事業者などへの情報提供に努めます。 ・男性にとっての男女共同参画社会の意義を重視した広報・啓発を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進課 ・いきいき楽習課(各ライフデザインセンター) ・商工振興課 ・関係各課

(2) 男女共同参画に関する調査・研究

主な事業		事業内容	関係課
①	男女共同参画についての実態調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内における男女共同参画事業や各種審議会等における女性登用率などの進捗状況を調査します。 ・市民意識調査や事業所アンケート等の各種調査結果から、市民や事業所のニーズを分析し、市の事業に反映します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進課

目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和11年)
「社会通念・慣習・しきたり等で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合(市民意識調査)	10.4%(R5)	UP

◆市民や事業者などに望まれる役割

市民

- ◆性別によって能力や役割などを決めつけるのではなく、一人ひとりの個性や能力を尊重しましょう。
- ◆不平等な社会通念や慣行・しきたりを見直し、自分の中にも偏見がないか考えてみましょう。
- ◆子ども達に男女平等の意識を育む教育や保育を行いましょ。

事業所

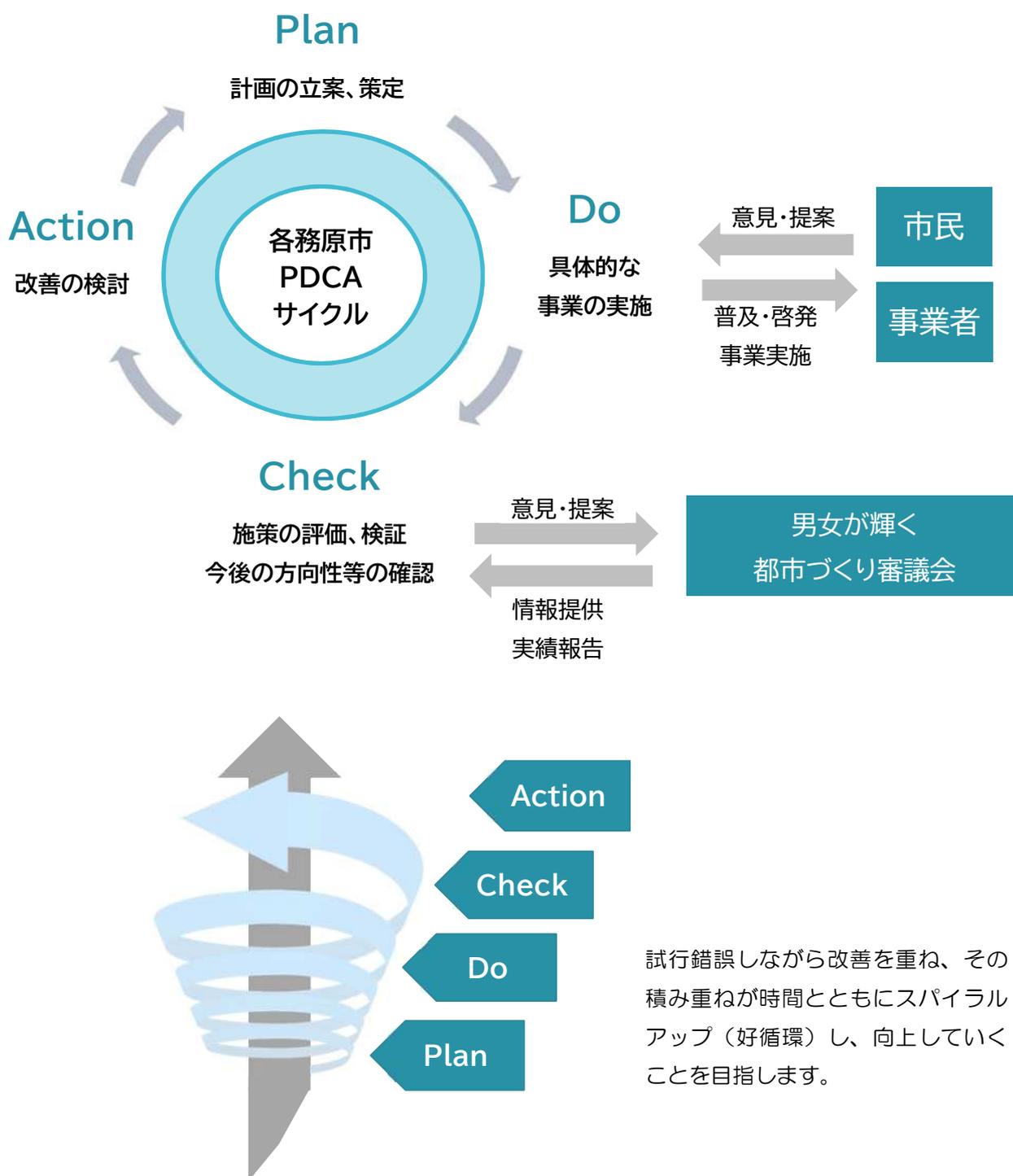
- ◆性別によって役割や担当を決めるのではなく、資質や能力を大切にしましょう。
- ◆職場における慣行・しきたりを見直していきましょう。
- ◆メディアによる広報・PRの際は、性差別につながらない表現に努めましょう。

V 目標の推進にあたって

1. プランの推進体制

本プランの施策を総合的かつ効果的に各種事業を実施していくため、プランに基づく進捗状況の調査を毎年度行い、評価、検証を行ったうえで改善を検討します。それらを次年度の事業計画に反映させ、推進していきます。

また、プランの推進と実効性を確保するため、「各務原市男女が輝く都市づくり条例」第 20 条に基づき設置した、男女が輝く都市づくり審議会において、審議を重ね、推進体制の進行管理の強化に努めます。



2. プランの目標指標及び目標値

目標	基本 施策	目標指標	現状値	目標値	担当課及び出典
全体		「社会全体の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	14.6%	20.0%	市民意識調査(R5)
		「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と考える市民の割合	19.2%	10.0%	市民意識調査(R5)
目標Ⅰ	1	各種委員会・審議会での女性登用率	32.0%	50.0%	まちづくり推進課(R6)
		各務原市の係長職以上における女性の割合(一般行政職)	20.5%	検討中	人事課(R6)
		「女性管理職を積極的に登用していきたい」と考える事業所の割合	51.4%	UP	事業所アンケート(R5)
	2	治安が良いまちだと感じる市民の割合	63.0%	UP	総合計画(R5)
		「地域活動の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	20.7%	UP	市民意識調査(R5)
		現地連絡所員に占める女性の割合	37.3%	UP	防災対策課(R6)
	3	子育てしやすい環境が整っていると感じている市民の割合	51.2%	UP	総合計画(R5)
		「家事の主な役割分担」が「夫婦平等」または「家族全員」の割合	24.1%	37.0%	市民意識調査(R5)
		「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先」を希望する人の割合と実現している人との割合の差	25.4 ポイント	9 ポイント	市民意識調査(R5)
	4	育児休業を取得しやすい雇用環境の整備の措置をしている事業所の割合	54.1%	UP	事業所アンケート(R5)
		「職場の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	21.0%	UP	市民意識調査(R5)
			女性が少ない職種・職場へ女性を積極的に採用しようとする事業所の割合	53.3%	UP
目標Ⅱ	1	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて「内容を知っている」市民の割合	2.4%	UP	市民意識調査(R5)
		子宮がん検診受診率	9.5%	UP	健康管理課(R5)
		乳がん検診受診率	7.4%	UP	健康管理課(R5)
		困った時に、隣近所で助けてもらえる人がいると思っている市民の割合	67.5%	UP	総合計画(R5)
	2	DVについて「内容を知っている」市民の割合	75.5%	UP	市民意識調査(R5)
		セクハラについて「内容を知っている」市民の割合	78.9%	UP	市民意識調査(R5)
		DVやセクハラなどを経験した人のうち相談した割合	31.5%	UP	市民意識調査(R5)
		DVについての自身の経験やまわりに経験した人がいる割合	16.1%	DOWN	市民意識調査(R5)
	3	悩みや不安を相談する人や場所がある市民の割合	89.9%	UP	地域福祉計画(R5)
		「ひとり親・女性相談」の年間相談件数	745 件	UP	子ども家庭支援課(R5)
	4	LGBTについて「おおよその内容まで知っている」と答えた市民の割合	61.6%	UP	市民意識調査(R5)
		「一般的に、性的少数者(LGBT等)の方々に対して、偏見や差別などがある」と思う市民の割合	82.6%	DOWN	市民意識調査(R5)
目標Ⅲ	1	「学校教育の場で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	50.9%	UP	市民意識調査(R5)
		男女共同参画に関する生涯学習講座参加者数(年間)	101 名	UP	関係各課(R5)
	2	「社会通念・慣習・しきたり等で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	10.4%	UP	市民意識調査(R5)

第5次かかみがはら男女共同参画プラン
令和●年●月

【発行】各務原市

【住所】岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地

【電話】058-383-1111(代表)

【E-MAIL】danjo02@city.kakamigahara.gifu.jp